

平成25年9月6日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

5番	三宮十五郎	6番	早川公二
----	-------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	山田英夫	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊藤久幸	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 福祉課長	前野幸代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆
開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八木春美
監査委員 事務局長	松川保博	財政課長	石田裕幸
秘書企画課長	山口精宏	税務課長	伊藤好彦
収納課長	山守修	市民課長兼 鍋田支所長	平野進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博であります。

通告に従いまして質問いたしますが、昨年のごみ袋の前払いによる約1,276万円の損失問題より、これから私が、こんなことはいけないと言って服部市長に反省を求めている問題は、わかりやすく簡潔に説明をいたしますと、弥富市の市庁舎建設のために隣の土地2筆を買収するために、今までに例のない莫大な上積みをして買収する予算をたった1週間で6月議会で決めてしまったということであります。

ここの土地に限って、約28%も高く土地を買おうとした原因は、土地を買うための金額や条件等を決める前に、市が基本設計をやったり、ボーリングをやって金を支払い、昨年12月に市民の皆さんに設計図を配ってしまったと。そして、ことし3月になって、その土地の値段等を決めようとしたら、高くて問題が起こったと、こういうことであります。

そのため、産業会館のある、あの土地を交換地として提供することにしましたが、同じ面積で交換をすると、約28%産業会館の土地のほうが高いのであり、弥富市のほうが約1,600万円余り余分に金を出す計算になることから、私は反対をしております。

もう一方の土地については、土地代については約5,800万円、その上1億円を超える家屋等の移転補償費を支払うということであります。市役所の北側の2階建ての延べ面積約50坪の中古の鉄筋家屋と木造家屋延べ面積約30坪の建物等の補償であります。

妥当な金額かどうか、その積算金額内容を議会に説明するというのを求めたわけですが、それもなかなか説明が十分されていないと、こういう現状であります。

議決をしたため、いつでも予算執行が可能になった危険状態にありますから、弥富市政を真面目に考えておられる市民団体の方々から、このたび住民監査請求が出されたのでありま

す。

私自身も、このような土地取得条件等は、弥富市にとって必ず禍根を残す問題であると確信しておりますので、絶対改めさせなければならぬと、政治生命をかけて取り組んでいるのであります。このことは、服部市長のためでもあると私は確信しております。

きょうは、テレビを通じて市民の皆さんにも内容をしっかりと把握していただき、正しく判断をしていただきたいと考えております。私の質問内容と市長の答弁をよく聞いていただき、弥富のために正しい判断をしていただきたいと、こういうように考えて、順次説明と質問をまいります。

弥富市庁舎建設問題については、耐震性の問題や合併により事務室等が狭隘となっていること等から、弥富市総合計画にも取り入れられ、議会はもちろんのこと、市民の多くは賛成をして期待をしていることは既成の事実であり、私も住民監査請求を出された方々も同様に賛成しているのであります。

しかし重大な問題は、庁舎建てかえが必要だからといって、貴重な市民の税金、この公金を使って建設する以上、庁舎建設用地取得についてのみ、また幾ら金を使っても土地が取得できればいいというような、こういう考え方は、お互いに慎むべきことであると私は思っております。

時間も限られておりますので、順に、通告してありますから、しっかりとひとつ市長のほうも市民の皆さんによく説明をしていただくようお願いしたいと思っております。

最初に、このような超高額な要求に応じなければ用地取得の協力がいただけなかった原因は何か、貴重な税金の活用方法はどうかを明らかにしなければなりません。予算、すなわち公金の活用については、余計余分な支出を戒めるために、地方自治法や地方財政法では厳しく規制をしているのであります。

テレビで、よく映しておいていただきたいと思います。

地方自治法の本旨から、まず予算審議については、あくまでも住民全体の福祉を念頭に置いて考えるべきであり、いやしくも一部の住民の利益のために奉仕するようなことがあってはならないと明記してあります。地方自治法第2条においては、地方公共団体は法人とすると。その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。地方財政法では、第4条において、地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要かつ最少の限度を超えて、これを支出してはならないと公金の活用を厳しく規制しているのであります。

また、市長も我々議員も、選挙の際には当然ながら、市民からの税金は有効に活用し、一円たりとも無駄遣いはしません、また常に正確な情報を提供し、市民の意見、要望を市政に反映させますと公約を誓って当選しており、この公約を守り、実行することは当然のこと

あります。

今回、そのような公約の実行が問われている問題であり、市民も議員も自分の発言内容と行動内容の整合性をよく考えながら、私の話を聞いていただきたいと思うのであります。

まず最初に、市民への説明も意向調査もすることなく、今回の用地取得関係予算を議決し、執行しようとしている。これは市民不在、住民無視であり、住民監査請求の重要な原因でもあります。

服部市長は、このように住民監査請求が出されてきたという重大な厳しい現実をどのように認識し、責任をどのように受けとめておられるか、まずお尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤議員の御質問に順次お答えを申し上げていきたいというふうに思っております。

最初の御質問は、住民監査請求に対する認識と責任をどのように思っているかということでございますが、住民監査請求の内容と庁舎建設の必要性及びそれに伴う土地購入及び物件移転補償費とは、相互に大きなかわりがありますので、庁舎建てかえの必要性をどうしてもお話をさせていただかなければならないと思っております。

新しい庁舎建設につきましては、今までに庁舎建設の検討委員会、このメンバーは一般市民の中から公募させていただきました方、あるいは有識者、団体の役員さん、そして議会の議長等のメンバーでございます。また、弥富市議会の中におきましては、総務委員長を委員長とする庁舎改築等特別委員会を設置していただき、用地問題、そして物件移転補償費等々、さまざまな形で協議をまいりました。今ここで改めて、各委員に対しましては、そのことに対して感謝申し上げる次第でございます。

そして、庁舎の建設は、現在の位置で建てかえ、隣接する2筆の地主の御協力をいただき、一体的な土地利用を図り、機能的で効果的な庁舎を建設する等々の答申をいただいたところでございます。

建てかえの必要性につきましても、いま一度御確認をさせていただくわけでございますけれども、現在の庁舎は築後46年が経過し、非常に老朽化が進み、市民の皆様方の窓口業務に対しても非常に手狭であり、使い勝手が不便であるわけでございます。

15番（佐藤 博君） 市長。

市長（服部彰文君） 答弁中でございますので。

15番（佐藤 博君） 初めから、私、文書で通告してあるように、必要性についてはもうみんなわかっているの。わかっているから、この上積みをした土地取得費の問題について住民監査請求が出たんだから、その点の説明だけをきちっとしてもらいたい。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 答弁中でございます。

その住民監査請求のお話をさせていただく前提として、話をさせていただいるところでございます。

続けさせていただきます。

15番（佐藤 博君） そんな余分なことを言っておると時間がありません。

市長（服部彰文君） それが今時間を経過することじゃないですか。私の発言、答弁の中で

15番（佐藤 博君） そんなことじゃないの。必要性は、私が今も、ちゃんとみんな認めておるの。ただ、28%も上積みをした交換だとか、補償費のこういう問題について監査請求が出たんだから、その点についての説明をしてくださいと、そのことです。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） そのお話は順次させていただくと冒頭に申し上げました。議員、冷静にお聞きいただきたいと思います。

続けさせていただきますけれども、今現在の庁舎におきましても、耐震性の数値は規定の数値を大きく下回っているところがございます。今後予測される南海トラフ大地震等におきまして、庁舎が災害本部の司令塔になり得ない、あるいは市民の皆様の安心・安全を確保できないという状況のものがあること。そしてまた、駐車場等においては、大変機能が不便であるということで、そんなことを考えながら庁舎建設に取り組んでいるところがございます。

そのためには、2人の地主さんの御協力をいただき、先ほども申し上げましたように一体的でより効果的な価値を生む庁舎建設に大多数の議員の皆様にも御賛同をいただき、そして私も自分で市民の皆様にも御説明を申し上げながら、理解をしていただいているところがございます。

資金計画におきましても、合併推進債、あるいは交付税措置という状況の中で、それを中心にして財政調整基金、あるいは公共施設の整備基金、準備しております。そういうものを繰り入れ、無理のない返済計画、財政計画を立てていきたいというふうに思っております。

先ほど議員がおっしゃいました土地購入、物件移転補償費につきましては、ルールどおり実行してまいりました。後ほど御質問がございますので、御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

このような状況の中で、私どもとしては、さまざまな委員会を設置し、協議をし、そして議会の中でも全員協議会を中心として協議をしてまいりました。そして、物件移転補償費、あるいは土地の購入ということにつきましても、ルールどおり事を運んできたつもりでございます。

私としては、今回監査請求が出されておるわけでございますが、理解できないところもご

ざいます。しかしながら、今後執行するスケジュールの中で、拒むわけには参りません。そういう状況の中で、私の認識といたしましては、住民監査請求に対する認識は、地方公共団体の財政の適正を確保し、そしてまた住民全体の利益を確保することを目的とする、その制度であるということを十分認識しております。また、議員からお話がありました地方自治法、あるいは地方財政法についても十分理解をしているところでございます。

今回、監査請求がございました弥富市在住の伊藤昌弘氏、あるいは加藤明由氏及びその代理人の鈴木氏から出された監査請求につきましては、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、監査委員におきまして、現在監査を進めているところでございます。また、8月23日には地方自治法242条第6項の規定に基づき、請求人の陳述も行われましたので、監査結果に基づいて判断をさせていただきます。

今後とも、私は法令を遵守して判断をしていくところに基本的な姿勢に変わりはありませんので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

少し図面を出させていただきます。

15番(佐藤 博君) 議長、これは時間の浪費をむしろ市長がしておるの。必要性については、もうこれは市民に基本設計図まで配付しておるんだから必要ないの。いいかね、間違えてはいかんよ。

市長(服部彰文君) わかりました。じゃあ、これについては説明を省かせていただきます。住民監査請求に対する認識と責任についてはそのように考えております。以上でございます。

15番(佐藤 博君) まず、私が最初から言ったように、必要であることはみんな知っておるの。だから、ここまで来たの。いいですか、そこを間違えてはいかんですよ。

ただし、こんな高額な補償をしなければならないということについて、市長の認識が問われておるの。間違えてはいかんですよ、いいですか。

私は、6月19日の日に土地取得のための補正予算が緊急提案された、その会議録から、確認のために市長に質問をしていきます、いいですか。

1対1.28倍という土地交換の状況の中で、これは市の条例に定めるところの範囲ではない。要するに、上積み比率が高過ぎることを認めた上において、弁護士に相談して、地方自治法第237条第2項の規定に当てていこうということで議会の議決をいただきたいと、こういうように答弁しています。

また、基本的な弁護士の考え方といたしましては、裁量の範囲ではない。そのため、議会及び市民の皆様には説明したらという中でお話をいただいていると答弁しています。間違いありませんね。

このように、顧問弁護士のアドバイスに従って、地方自治法237条第2項の規定を適用するならば、市民の皆さんにも説明をし、市民の意向を確認し、また議会も十分内容を調査・確

認をしてから議決するように進めるべきであります。

そのため、市長のこの答弁を受けて、私は長く時間をとらなくても、お互いに知恵を出し合い検討するために、継続審議なり、臨時会を開催したりして、また市民に説明をし、意向を問うようにするため、しばらく検討時間を延長することを提案してきました。

しかし、それは無視されたような形で、わずか1週間で議決をしてしまったと、こういうことであります。いいですか、これはもうはっきりと事実関係から申し上げておきます。

議会に対しても、個人情報であるから十分な内容を明かすことなく、また市民の皆さんにも説明したらという弁護士のアドバイスも実行することなく、議決を急いだ理由をよくわかるように一遍説明してください。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

先ほども言いましたように、議会の中では、いわゆる改築等検討委員会という特別委員会を設置していただきまして、さまざまな土地購入の問題、あるいは物件移転補償費の問題については協議をしましてまいりました。一方的な形で誇張されて、あたかもそういうことをやっていないかのように聞こえるわけでございますけれども、事実無根だと思っております。

いずれにいたしましても、代替地の提供、あるいは市民の意向調査が必要であろうということに対しましては、先ほど議員がおっしゃるように、地方自治法237条第2項、いわゆる財産の管理及び処分について記載しておるわけでございますけれども、用地の交渉につきましては、おおむね3つの方法があるかということで、私も議会の中で話をしているところでございます。

その1つは、その対象の土地をいわゆる買収させていただくこと。2つ目は貸していただいて賃貸契約を結ぶこと。そして3つ目は、その用地の代替地を提供して契約をさせていただくことであろうというふうに思っております。

それぞれの交渉過程で、相手側の意向と私ども行政の意向という問題につきましては、その交渉の時間に大変な時間を要するわけでございます。そして、私どもはその都度議会にその進捗状況をお話し申し上げ、御報告申し上げてきました。決して、議員の意見を無視したわけではございません。

市民の参加の手続、市民に対する説明ということにつきましては、意向調査をするのは意義あることだとは思っておりますけれども、今回の事案は市民の代表である、まず議会の御承認をいただきたいという形の中で説明させていただき、そして議会の議決をいただくものと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 全く答弁になっていないんですよ、私が言っておることと。という

ことは、急ぐことじゃなくて、やっぱりこの行政の原点は、市民が主権者ですよ。議会は代弁者なの。だから、議会だけではなくて、市民にも十分説明をしたらというのは弁護士も言っておることじゃないですか。だから、私は市民にも今の意向調査をやったらどうだと、こういうことで提案したんだけど、議会だけでいいというから、今回のように、きょうたまたま、今の名張の問題が新聞に出ています。あれは議会が議決しておるんです。ところが、議会の審議が十分であったかどうか、鑑定がどうだった、こういうことから市長に損害賠償命令が出ておるんですよ。その点も真摯に受けとめなきゃいかんと思っています。いいですか。

だから、私はその点で、監査請求を出した人たちは弥富のためを思ってきちっと言っておるんです。

その1つは、今まで用地に協力してきた人たちの感情を逆なでするようなことはいかんですよと。そして、このような高い比率で交換をしたり、移転補償費を出したら、これから用地買収が困難になりますよということを指摘しておるんです。

それからまた、問題点としては、あの産業会館の土地というのは、非常に重要な土地なんです。これを一市民に譲渡するということになりますね、買って売るんですから。こういうことは、市民の貴重な財産だから、もっと市民の意向をしっかりと確認をした上で行動すべきことですよと、議会だけで決めていいことではありませんよと、こういうことが今回の大きな論点なんですよ。全く市長は観点を間違えておる。私ははっきり言っておきます。

そんなことで時間をかけてもいけませんので言いますが、まず今の市長の答弁だと、全く間違いなく私は正しくやっていますというような答弁の仕方ですが、これには大きな間違いがあるんです。その点を私がこれから質問をしていきますから、よく考えて答弁してください。

まず、このような超高額な補償条件に至った原因は、何と言っても市側の用地交渉の日程経過の不手際に問題があった。これは、私は確信をしております。さらに、私の質問に対して市長は、用地交渉はしっかりとした手順を踏んで、今まで交渉に当たってまいりましたと。何もことしの初めから交渉を始めたわけではございませんと。2年ほど前から継続的にやってきたわけでございますと。また、真摯な態度、そして相手の立場を尊重しながら進めてきましたと、こういうように答弁しております。間違いありませんね。

これだけの期間、2年間もしっかりとした手順を踏んで、真摯な態度で交渉してきたと言われるなら、この間に用地取得の具体的な条件等をまとめることができなかつたかどうか。そのことを私は不思議に思っておるんです。まとめることができなかつた最大の理由は何でしょうか。

去年、24年の3月議会においてこの問題が出たときに、私が用地取得はできるのかと尋ね

たとき、地主の方から協力すると返事をいただいていると答弁があったから、昨年3月7日に、議会において庁舎改築特別委員会を設置し、みよし市とか岩倉市の新庁舎を視察したりして、基本設計に3,400万円、24年度分の決算では1,239万円が使われております。そして、地質調査、ボーリングに1,096万円が支払われておるんです、既に。そして、昨年12月に基本設計図を市民の皆様へ全部配付したんです。

そうしておいて、ことしの3月になって、初めて用地取得が難航していることを私たちは聞かされたわけです、3月に。何をしておるんだと疑問を抱きながらも、基本設計図まで市民に配付されておるがために、やむを得ず補正予算に賛成した議員も多くいたのではなからうかと私は思います。私たちは継続審議を提案して、反対をしたのであります。いいですか。

弥富市政を考える市民団体では、賛成した議員に、本当に賛成をされた理由が聞きたいというようなことまで考えておられるようであります。基本設計図を公表する前に、このような超高額な条件が議会に提案されていけば、議会としては恐らく了承することはできなかったでしょう。

そのために、用地交渉の日程等について、私は今からお尋ねをしていきます。

最初の交渉については、24年11月4日ということで私には回答がありました。また、もう1件の方には11月9日にこの協力の要請をしたということです。このときに、それぞれの地主さんはどのような回答をされたか、明確に示していただきたい。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 今の議員のおっしゃられました最初の用地交渉の日時でございますが、今、平成24年とおっしゃられましたが、平成22年です。平成22年の11月4日と9日ということでございます。それでもちまして、両者とも協力するという形の返事をいただいております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 条件も何もなしで、はい、わかりました、協力しますと、こう言われたんですか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 用地交渉というのは、当然のごとく金額に応じてオーケーするかどうかというのは最終的に決まることでございます。それでもちまして、価格要件によっては考慮させていただいて、その旨において協力するという意味ということでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） そのとおりだと思います。

私が調べた結果によると、高けりゃいいよと、こういうように返事をされておるはずであります。それから、もう1件のほうは、条件によっては移転してもいいよと、こういうよう

に返事をされておるわけです。

その後、地主に提示をされたわけでありませぬけれども、その日にちが23年10月ということ  
です。1年ばかりの間は何にも結局交渉はされていなかったんですか、どうですか、これは。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 先ほど、要は高けりゃいいよというよりも、自分が納得できる価格ならという意味だと思っただけですけど、そういった概算の価格をお示しするためには、土地の鑑定評価を行わなければならない。また、物件移転の調査を行わなければならないということで、そういったものが出た段階で次の交渉を行ったという経緯でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 問題は、最初の時点ではそういうような条件的な交渉は全然やっていなかったということですね。そして、今の鑑定評価をとったその後に交渉をされたわけ  
あります。そのときにどのような回答があったのか。これは、鑑定をとったのは23年10月31日、そして提示をしたのは23年11月17日、11月24日、こういうように私のほうには報告  
ありましたが、このときにどのような話がされたか。この点について聞かせていただきたい  
と思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 土地の鑑定評価とか、物件補償調査業務の積算が終了して、それ  
に基づいて概算額として両者の方にお話ししたということでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） これは、村瀬課長が総務委員会で答弁しておるのは大分話が違  
うと思いますから、また私、聞きますが、土地鑑定評価及び物件移転補償費の内容は、地主  
さんに示す前に市のほうにちゃんと示されておるはずですよ。そのときに、市のほうでは、  
どうも私が事前に総務課長に質問しておいたのは、担当課でまとめて市長・副市長に説明  
したと、こういうように答弁がありました。市長・副市長は、この土地の鑑定評価、ある  
いは物件の移転補償額、こういうものについて担当から話を聞いたときに、市長・副市  
長はどのような感じを持たれたのか、この点について市長に尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

さまざまな形で専門家、あるいは技術者という状況の中で、土地の鑑定であるとか、物件  
移転補償費については、県の審査基準に基づいてやってきたわけでございます。

皆様のほうにはお示しをするわけにございませぬけれども、ここに物件移転補償費の鑑定  
書がございませぬ。これだけの分厚い内容になっておりまして、これを不動産、ある  
いは動産というような状況の中で、それぞれの項目の中で説明を受け、私と副市長のほう  
で御判断申

し上げていくということでございます。

また、土地の購入費につきましては、今現在の土地の公示価格、これをあくまでもベースとした話という形の中で交渉しているということを知ったわけでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 市長は、総務課長に私が事前に聞いたところによると、市長が直接地主と交渉したのは23年4月ごろと回答されております。市長は、それでは具体的にどのような交渉をされたのか、その点について市長に尋ねます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私は、23年の4月ごろ、Aさんにお会いをさせていただきまして、今度の庁舎の建築の問題につきまして、るるお話をさせていただき、御協力を仰ぎたいという形の中で話をさせていただきました。市の大変重要な事業であるから、私としても協力していきたいという旨の御返事をいただいたわけでございます。

そのことにつきましては、いわば挨拶というような状況の中で、個別の交渉をという形の中で、金額の設定であるとか、提示であるとかということについては私のほうからはしておりません。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そうすると、ただ挨拶をして、協力していただけるというだけで、24年の3月に、議会は特別委員会までつくってしまった。そして、基本設計までつくっちゃった。そして、25年になって、3月に用地が、今のAさんとBさんということ言いましょう。Aさんのほうは、坪単価は50万と、そして借地なら月坪単価1,500円と、こういうような要望が出たと議会には報告があったわけですね。そうすると、その間に土地の条件を決めずに市民に基本設計図まで配ってしまったという、これは本末転倒だ。こんなことで用地交渉と言えるかどうか。そんなところまで進んでしまっていて、さあこれからどうしてくださるかと言ったら、地主さんのほうは、そんな簡単に返事はされんですよ。その点は、市長、どう考えておられますか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私どもといたしましては、この庁舎の建設を、いわばさまざまな形で急ぐ必要があるという形の中で、急ぐ必要のある大きな要因といたしましては、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、合併推進債の期間ということでございます。これが、その当時ではいわゆる10年間の期間の中でやっていかなきゃならないというところでございます。その後、3・11東日本大震災というような状況の中で、その期間が延長されておるわけでございます。

けれども、そういうような状況の中において、当初の考え方といたしましては、平成28年に庁舎を完成させたいという意向が私どもとしてはあり、議会のほうにも御説明を申し上げておったところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） それならば、今度合併推進債は5年間延長されて33年までになったんだから、まだことし25年ですよ。まだあと8年あるんですよ。条件が合わんのなら、もう一遍原点に戻って考え直すという、そういうような考え方は浮かびませんか。

私は、こういう点は、まさに用地交渉、私も20年間用地交渉をやってきましたけれども、こんな237条を活用しなきゃならんような用地交渉は一遍もやったことはありません。適正価格でやってきました。これは、私ばっかではないです。今までみんな、そういうことでやってきておるんです。今回が初めてですよ、こんな28%も高いような交換をやらなきゃいかんというのは。また、1億円を超えるような物件移転補償をやらなきゃいかんという、こんなことは今回初めてですよ。これは、服部市長だけのことですよ。

このことが、これで通っていったとするならば、きょうの新聞にも出ておったように、恐らく住民監査請求だけでは終わらんとおもいますよ。そうなったときに大変なことですよ。だから、私はなぜそういう条件が折り合わなかったら一遍断念をして原点に戻って考えるという考え方が浮かばなかったか、その点について尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

新庁舎を改めて考え直して、いろんな方策を考えるべきだということでございますけれども、私どもといたしましては、その間、議会運営委員会、あるいは全員協議会という形の中でお話をさせていただいたところでございます。

例えば、新庁舎の場所の選定につきましても、総合計画の中で明確に記載をさせていただいておるわけでございます。そうした形の中で、平成17年10月6日の合併における合併協定書というものを我々は遵守をしていかなきゃならない。あるいは、地方自治法の庁舎における位置ということも定められておるわけでございます。市民の利便性であるとか、あるいは中核的な中心的な位置に建てるのが望ましいであるとか、あるいは関係法案、あるいは上位計画に基づいてやらなきゃならないということでございます。

そして、まず一番大きな要因といたしましては、平成19年の都市計画という形の中での改正がございました。これは、いろんな形の中で答えだけ申し上げますけれども、いわゆる市街化調整区域に庁舎の建設ができないという状況でございますので、このことにおいては、やはり現庁舎の場所で建てかえをしていくということについては、これは動かすわけにいかないということで、議会のほうにも御理解をいただいて、そうならばやはり我々としては

3・11東日本大震災、あるいは現在の庁舎の老朽化というような問題から鑑みて、やはりこれは早急に取り組むべき大きな事業であろうという形で御理解をいただいているところだと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） むしろ急がば回れということがあります。こんな調子では、恐らく住民監査請求だけにとどまらず、これはどんどんおくれていくと私は思いますよ。このことだけはっきりと申し上げておきます。

条件が合わなかったら、もう一遍原点に戻って考えるということですよ。何にも、ここには庁舎が建っておるんです。確かに庁舎面積はふやさなきゃならんと思います。用地を買わなくてもやれる方法を考えることも一案でしょうし、今の場所をかえることも一案でしょうし、それから、例えば地主さんのほうも借地でもいいと言っておるということが一遍あったわけですから、その借地なら、どういう方法で、建物を建てたところの借地は、これは私は前からいかんと言っておるんです。建物が建たないようなところの借地なら、これはどこでもありますから、駐車場とか何とか。

そういうようなことも基本設計図の中でしっかりと考えれば、知恵を出せば幾らでもできることはあるんです。だから、私が知恵を出すために、しばらく検討したらどうだと、こう言ったけれども、強気一辺倒の市長はどんどんどんどんと俺の言うことだったらみんな聞くだらうというような今の横暴な態度でこれを進めてきたから、ここへ来たんですよ。

〔発言する者あり〕

15番（佐藤 博君） 私が発言しています、まだ待っておりなさい。

議長（佐藤高清君） 質問を続けてください。

15番（佐藤 博君） だから、私はそういうことで今回の場合には、もう一度市長が真剣に考えてみるのが大事な問題だと思っておるんです、いいですか。

まだほかのこともありますから、たくさんありますけれども、時間がどんどんなくなっていくので、二、三聞いておきます。

まず、今まで多くの方が協力をしていただいた。協力をしていただいた方に対して、今回だけこんなような237条の適用をしなきゃならんような用地取得方法は妥当かどうか。今までに協力した方々に対して、どのような説明をされるか。まずそれを聞きたいと思いません。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

しかし、先ほどの御発言の中で私は答弁をしたかったわけでございますけれども、いわゆる賃貸の契約ということにつきましては、これについても議会のほうに御相談申し上げます。

た。しかし、建物底地の中に、いわゆる第三者の土地があるということについては、将来いろいろと問題があるだろうということで、私たちはそのことを議員の皆様から冷静に受けとめて、違う方法という形の中で、また進捗をしていったわけじゃないですか。それは議員の皆様が多く認めるところじゃないですか。そのことをまず御理解いただきたいと思います。

そして、公共事業のために今までの説明責任をどうするんだということでございますが、私は市民の皆様が健康で、まず文化的な生活を営み、豊かさを実感していただけるように、その生活の便利さはもとより、安全性であるとか、快適性ということを配慮しながら、道路であるとか、あるいは河川、都市計画整備について実行してまいりました。

このような公共事業の推進に必要な土地等の取得には、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、貴重な財産である土地をお譲りいただく、または建物や工作物等の移転をお願いしてまいりました。

その物件移転補償につきましては、積算業務の選定につきましては、共通のいわゆる補償基準、そういうものに基づき、また補償業務の管理資格を持つ人において積算をしていただいているところでございます。また、土地の鑑定評価につきましても、不動産鑑定士の資格を持つ技術者の方に積算をしていただいております。

こうした形で土地の鑑定評価、並びに物件移転の補償費等につきました場合に、調査結果が出た場合、公平かつ具体的な補償内容について説明を申し上げ、御協力をいただき、契約書の署名捺印をお願いをしてまいりました。

今回もそうでございます。また、そういうような形で進めさせていただきたいと思います。以前のことももちろんでございます。また、これからのことについてもしっかりと市の基準に基づいて実行していくことにおいて、何らかわった問題ではないというふうにおおるところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） まず市長、認識が私は疑わしいと思っております。

今まで、この間決算委員会の勉強会で、24年度に買った土地もありました。道路や何か、いろいろありました。白鳥保育所の隣地も買いました。白鳥保育所も、これは白鳥地区の一時避難所としての重要な使命を背負った建物になるわけです。その隣地を買収しておるんです。この単価は、2人の地主さんの御協力で、鑑定単価そのものの2万500円で買収しましたという、こういうこの間説明を受けました。2万500円ですよ。それは土地の評価は違うと思います。

ところが、そういうようなことで鑑定単価で協力をみんなしていただいた。今回だけは、鑑定単価ではないでしょう。28%も上積みをしなきゃならんということなんだから。

こんなことが通るなら、これからみんな、28%は高く買ってくれ、あるいは28%高い交換

条件、こういうことになれせんですか。その点、認識の問題だけれども、一遍市長の認識をただしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

公共事業を進める上において、それぞれの土地取得等については十分説明を申し上げ、そしてその土地の評価であるとか、そういうことも御理解をいただきながら進めてまいりますので、今回のことにつきましても認識の相違はございません。

しかしながら、現在その庁舎を進める上において、1.28倍という状況のものは確かにございます。これは、我々の行政側で執行することには参りませんので、議会のほうのお考えを聞いて議決をいただきたいということを思っておるわけでございます。庁舎の一体的な土地利用という形においては、50年、60年の大きなプロジェクト事業としては、非常に大きな効果を生むというふうに思っております。このことにつきましては、市民の理解もいただけるだろうというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） その点が、市長、あなたの考えておることは極めて無責任ですよ。

片方は鑑定評価でお願いいたしますと。片方は難しければ上積みをどんどんしますよというような、それが議会が了承すればいいんだという、そういう考え方がおかしいと思うんです。今後、議会の、これはまた機能が問われるわけです。そんなことで市民は了解しませんよ。そういうことも、もうちょっとしっかりと考えないかんですよ。

もう1つ聞いておきます。

物件移転補償費について、これは1億円を超えるんです。土地は5,800万円ばかりで買収して、さらに1億円を超える補償費を出すわけです。そうすると、片方に対しては土地の交換なんですが、28%交換で上積みをしてあると。片方の方はそういうような物件移転補償で28%に近いような上積みがしてあるのか、ないのか。この点について尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 今おっしゃられたようなことは一切ございません。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そうすると、片方は28%プラスして、片方はそういうことは一切ありませんと。同じ隣同士の土地で、そんな差をつけていいんですか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 今、Aさんのほうに対して、そういったことで対応するということにつきましては、もう1人の買収予定地の土地所有者のBさんの方にも御説明をしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そういう不公平なことが弥富の市政だということなら、これからみんな、ようけもらわんことにはいかんよと。これから用地買収ができんようになりますよ。そのことだけ申し上げておきます。

まだたくさん尋ねたいことがあります、余り時間をとってもいけませんので、もう二、三、大事なことだけ言うておきます。

この今回の、例えば名張の問題も含めてですよ。議会に諮って、議会で議決していただいたから全て正しいという考え方は、これは改めないかんということをして市長に申し上げておきます。同じようなことが起こる可能性は十分ありますから。いいですか。

そこで、固定資産評価額による比率、例えば今のここの土地と産業会館の土地は1対1.28なんです、固定資産評価によると、その比率はどれだけになるか。また、国の路線価格による比率はどのようになっておるか。これについて答えていただきたい。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） まず固定資産の評価額でありますけれども、産業会館の土地が5万8,664円、それから事業用地のほうが4万1,896円ということで、1.4倍の差になっております。

それから、路線価の比率でございますけれども、産業会館の前が6万7,900円、事業用地が5万2,200円ということで、1.30倍ということになっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） わかりました。

次に、私はこの産業会館も、間もなく、これはもう三十数年たっていますので、耐用年数が近づいてくると思うんですが、ここも将来は有効に活用する土地であります。今後のこの産業会館の土地の活用計画について、市長はどのように考えておられるのか、尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 産業会館に限定しての活用ということでございますけれども、これは公共の施設、大変老朽化している建物が数多く出てきているわけでございます。そういった形の中で、今財政的な負担も大きいわけでございますので、このことにつきまして、産業会館も含め、総合的に判断をしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そうすると、産業会館の土地は、将来国道1号線の拡幅で、北の方が買収される、南のほうが約240坪減ると、大変使い勝手の悪くなる、狭隘な土地になると

思うんですが、その点はいいですか。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども御答弁申し上げましたように、現在の産業会館も老朽化していることは事実でございます。しかし、耐震化をしておりますので、そういったことについては一定の安全性は確保されているという状況でございます。

しかし、これもいずれは、先ほども申し上げましたように、総合的に判断をしていくという形の中で、産業会館も議員の皆様と一緒に協議をしてみたいと思っております。

議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） こんなことに時間をとっておってもいけません、これは非常に重要な土地になることだけは頭に置いておいていただきたいと思います。恐らく、弥富でも各産業団体とか、オフィスビルの必要性は、今後十分考えられるんです。私がこの前、19日の日にも申し上げたように、貴重な市の土地は、絶対民間に手放すことは、これは必ず後で後悔をすることだから絶対いかんということを私は申し上げたが、市長は何かその点については、自分の在任中だけうまくいけばいいというような考え方でおられるとするなら、これは大変ですよ。その点、よく考えてください。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもといたしましては、公有財産、いろいろとあるわけでございます。普通財産も含めて、あるわけでございますけれども、それは総合計画の中に基づいて、その土地活用ということを生かしていかなきゃならないというふうに思っております。

また、3・11東日本大震災の教訓ということも含めて、公共用地ということにつきましてはしっかりと考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） もう時間がないので、まだたくさん重要な問題があったんですけども、私はやむを得ず、また次の機会にしっかりと議論をしていきたいと思っております。

最後に、いろいろと今市長からの答弁を聞いておって考えられることは、これは皆さんもおわかりいただいたと思いますが、用地交渉に2年もかかりながら、正常な適正な条件でまとめることができなかった。だから、237条を適用して、余計な公金の損失、財産の喪失、こういうことまで発生したということ、私はまず認識することだと思っております。住民への説明も本当に不十分です。弁護士が住民にも説明をするようにと言いつつも、全然そういう説明もせずに。私は提案したんですよ。しかし、説明もせずに今日に至っておるというのは、まさに市長の言われることとやっておることが、全く矛盾しておるという、こういう認識しかとれないんです。いいですか。

そこで、私は今回こういうような用地取得ばかり急いでも、今の庁舎の建設には弥富市の

入札参加条件や入札要項から考えると、建設業者はなかなか参加をしてくれんと思うんです。また、今建設業者は、こういうような経済状況の中でなかなか厳しい状況にあります。

そういうことから考えていきますと、今もう一遍原点に戻って、きちっと考え直すことだと。基本設計図を配付したのが早過ぎたんだと。中には、それは市長のパフォーマンスだわと、こういうように言っておる人もあるくらいなんです。

だから、市長がここで強硬姿勢を貫いて訴訟問題でも起これば、かえって庁舎の建設はだんだんだんおくれていくと思うんです。

ですから、一遍ここで謙虚に反省をして、後から後悔をしないように、原点に戻って考え直すことが、最も早く適切な対応ができるのではなかろうかと、こういうことを私は老婆心ながら提言をしておきたいと思うのであります。

市長も、お互いにみんなのアイデアや意見を取り入れる謙虚な気持ちになれば、みんなが協力してくれますよ。この点を、市長の政治姿勢として、私は真摯に受けとめていただきたいと、このことだけはつけ加えておきます。合併推進債の活用期限も33年度まで5年間延期になったことでもありますから、よく一遍検討していただくことを要望して、質問を終わります。以上です。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

~~~~~  
午前11時00分 休憩  
午前11時10分 再開  
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に川瀬知之議員、お願いします。

2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之、通告に従って質問します。

では、公有財産の有効利用についてお話をします。

近年、人口減少、少子・高齢化など、社会経済情勢は変化し続けています。平成11年以来、総務省は基礎自治体の行政財政基盤が地方分権の担い手としてふさわしいものとなるよう、全国的に市町村合併を推進してきました。

弥富市は、平成18年度4月に弥富町と十四山村が合併し、市政を施行いたしております。

合併後10年間は、合併算定がえという手厚い財政支援措置である普通交付税の特例措置がありまして、私は前回の質問で、次の内容を質問させていただいております。

この特例措置の10年間は、広域的なまちづくりによるスケールメリットを生かしたさまざまな財政抑制策を図る猶予期間ではないのか。例えば、適正な人事による総人件費の抑制、普通建設事業の削減と公共施設の統廃合、物件費の縮減、補助費等の見直しなど、行政改革

を推進し、かつ実績を上げていくべき期間ではないのかという内容をお尋ねいたしました。

そのときの市側の回答は、中期財政計画を参照し、新庁舎改築費用もあり、合併算定がえの適用終了後には財政運営が厳しくなるという説明だけで、具体的な内容説明はありませんでした。

後に市側へ説明を求めてみると、少子・高齢化など社会経済情勢の変化のため、住民サービスが複雑・多様化し、合併以前より市の取り巻く環境は厳しさが増してきているとのことでした。

市の行政改革の内容や進捗状況等については、次の機会に質問をさせていただきたいと思えます。

さて、財政の収支バランスをとる観点から、例えば市内の企業の機械設備投資の促進や市所有の遊休地の有効利用のような市民に負荷を与えない新たな歳入策を考えるべきと思えます。

そこで、市側と民間企業の関係がウィン・ウィンの関係、すなわち共存共栄を相互努力と創意工夫により構築し、その関係を保持しながら、防災・費用という社会課題を同時に解決へと導く方法があればと思っています。

では、公有財産の有効活用ビジネスモデルの一つである太陽光発電事業について質問をいたします。

三重県、愛知県が共同で進めている丸紅株式会社の本曾岬干拓ソーラー発電事業において、両県は借地料、法人税、固定資産税としてどのくらいの収入を見込んでいますか、説明ください。また、本曾岬干拓の遊休地利用を目的とした両県のメガソーラー事業、岐阜県海津市の一般廃棄物最終処分場跡地でのメガソーラー事業、愛知県常滑市の約20年前に取得した学校用地であった遊休地でのメガソーラー事業において、各自治体がどのような誘致企業の公募を行ったか、特徴、違いを説明ください。

担当課長、お願いします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） まず、1点目の御質問でございますが、愛知県のほうに確認をいたしましたところ、借地料につきましては、年額約2,450万円とのことでございます。法人税の関係につきましては、現在のところ、愛知県内に事務所等が設置されないため、収入は見込んでいないとのことでございます。固定資産税につきましては、これは市税でございますが、6月議会で答弁いたしましたとおり、国有資産等所在市町村交付金として、約1,550万円、これはあくまでも予想額でございますが、それと償却資産としての固定資産税として、約1,200万円、これもあくまでも予想でございますが、というのが見込まれます。

2番（川瀬知之君） それは両県じゃないでしょう。

総務部長（佐藤勝義君） 愛知県です。

2番（川瀬知之君） 三重県がほとんどですね。

総務部長（佐藤勝義君） ちょっと順番に説明させていただきます。

それで、三重県の収入につきましては、借地料のみで年額約1億3,200万円とのことでございます。

それで、2番目の御質問でございますが、三重県及び愛知県は、厳しい電力需給の状況と、今後自立分散型のエネルギー需給構造へのシフトを見据え、電力の安定供給及び木曾岬干拓地の有効利用を図るため、木曾岬干拓地の一部を事業者へ貸し付け、メガソーラー事業を実施するものであります。

この木曾岬干拓地メガソーラー事業につきましては、事業者を公募し、企画提案コンペ方式で実施されました。

愛知県・三重県の両県知事が定例記者会見で発言するとともに、愛知県及び三重県の記者クラブで発表し、応募の詳細内容は両県の担当課、これは愛知県は地域振興部地域政策課、三重県のほうは雇用経済部エネルギー政策課、このホームページに掲載し、公募がされたものでございます。申し込み窓口につきましては、三重県雇用経済部エネルギー政策課で行ったものであります。各公募者からプレゼンテーションを受け、選定委員会により事業候補者の決定が行われました。

それで、海津市のほうにつきましても、常滑市のほうにつきましても、愛知県・三重県が行ったものと同じように、再生エネルギーの導入拡大の推進を図るとともに、公共用地の有効活用を図るため、メガソーラー事業に取り組む事業者の募集を企画提案方式により書類審査及びプレゼンテーションにより選定されているというのが特徴かというふうに考えております。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 市内で設備投資が頻繁に行われれば、自然と税収が上がることは理解してもらったと思いますが、ちなみに愛知県では平成24年2月に愛知地球温暖化防止戦略2020を策定し、環境と暮らし、産業が好循環する持続可能な愛知と題して、太陽光発電施設の導入を推進していますが、そこで公有財産である県有施設の屋根さえも事業者へ貸し出し、太陽光発電を行う事業を募集しております。

では、次の質問をいたします。

太陽光ソーラー発電事業に適した未使用公有財産はありますか。あれば、その土地の場所、内容を説明ください。また、もし太陽光ソーラー発電事業者へ上記の未使用公有財産を貸与するならば、どのような方法が検討できますか、説明ください。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） まず1点目の質問でございますが、太陽光ソーラー事業に適している土地かどうかわかりませんが、現在、総務課のほうで管理する普通財産の未利用地は5筆ございます。

まず1つ目の土地でございますが、面積が2,558平方メートル。現況は雑木林となっております。2つ目は、面積が3,000平方メートル。現況は更地となっております。3つ目は、面積が2,650平方メートル。現況は更地となっております。4つ目は、面積が2,726平方メートル。現況は更地となっております。5つ目が、面積が5,233平方メートル。現況は更地となっております。以上の5筆でございます。

それと、2つ目の質問でございますが、まず市の所有しております普通財産を太陽光のソーラー事業に貸与してほしいという事業者の方が今までなかったので、検討したことがありませんが、事業者があるとしての想定に基づき、答弁をいたします。

事業者のほうから提出されました事業計画などを検討し、貸与することが可能であると判断するならば、市が貸与する契約の条項を定めまして、地元説明、議会報告、広報等で事業者の募集を行い、事業者の決定をすることになると考えております。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 前向きに検討していただけるということで、お願いします。

電力供給の信頼性向上、地球環境問題への対応などの観点から、近年、欧米を中心にスマートグリッドに対する関心が急速に高まっています。

スマートグリッドとは、次世代の電力ネットワークであり、これまでの電力ネットワークを抜本的に見直し、IT技術や新しい発電方法を組み合わせ、全く新しい電力網と再生可能なエネルギーを推進するという取り組みです。

これに伴い、エネルギーに加え、IT分野についても巨大市場の誕生が予見され、環境と経済の両立が可能な低炭素社会の構築は大きなビジネスチャンスにつながるとして期待が持たれています。

特に米国では、米国再生投資法において、45億ドルにも上るスマートグリッド関連の予算が計上され、欧州においてもEU委員会がスマートグリッドに関するタスクフォースが動き始めるなど、具体的な動きが広まりつつあります。

また、中国などの新興国においても、経済発展を支える社会インフラ整備の一環として、今後の市場の拡大が期待されています。

スマートグリッドは、広範な技術事業を包含するシステムであることから、これらの分野においてすぐれた製品を有する日本の企業が、海外にシステムとして事業展開していくことを支援するために、経済産業省は2009年8月に次世代エネルギーシステムにかかわる国際標準化に関する研究会を発足させ、スマートグリッドの国際標準化に関する貢献と検討を行っ

ております。

それに伴い、豊田市は国内外に普及する地方都市型低炭素社会システムを構築するため、実証を推進する目的で、低炭素システム実証推進協議会を2010年8月5日に設立いたしました。

この協議会は、低炭素社会システムを実証する事業の企画・推進や、各種関係団体との連絡調整、協議会外部に向けた情報発信、広報などの活動を行っておりますが、御存じのとおり、弥富市内にはこの協議会に参加する企業の関連会社、下請会社が多く存在しております。

したがって、次期社会システムである低炭素社会システムが実用段階になれば、市内の雇用が改善する一助になります。

一方、弥富市では、地球温暖化による海面上昇で、さらに悪化する水害災害が特に懸念されていますが、その課題克服の一つの案として、次に質問します。

甚大災害時の非常事態時には、長時間水・電気が必要になります。現状のソーラー発電は売電目的であります。非常時に備えて、今後、弥富市の各戸のソーラーやメガソーラーなどを連携させ、公用地での蓄電プラントや飲料水の精製プラントの配置も含めたスマートコミュニティの実現に向けて、すなわち次世代社会システムの推進や研究を検討していますが、説明ください。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

議員より、6月議会の一般質問にもございましたように、次世代エネルギー・社会システムによりスマートコミュニティの対応につきましては、そのときにお答えさせていただいたとおり変わっておりませんが、次世代の社会システム、これらを基盤といたしますまちづくり、スマートコミュニティにつきましては、先ほど議員が言われましたように、愛知県では豊田市が実証事業を実施されておるところでございます。

この実証事業の経過及び近隣の市町村の取り組み動向を注視しながら、今後考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

また、次世代の社会システムでございますが、エネルギーの供給側と受給側が、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげれば、これにこしたことはないかというふうに思っておりますので、有効活用ができるような考えを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 今、太陽光発電と言っているんですけど、今度は熱エネルギーというんですかね。太陽エネルギーと熱エネルギーをハイブリッド化して、エネルギー効率を10%から46%ぐらいに上げるシステムになってきますよね。

だから、さっきの遊休地を急にやってもいかなのですが、よく技術と照らし合わせて、採算の合うように少しずつ考えながら、トータル的にまちづくりに反映させていただければよろしいかとは思いますが。

あと、企業なんか、いろいろ企業が同じようなことをやっています、NTTファシリティーズという会社は、太陽光発電技術と太陽熱利用技術を組み合わせて、太陽光ハイブリッドシステムの実証実験を始めております。

だから、人がやってからやるというんじゃなくて、最初にそういうことを取り入れて、国の助成金などを取り入れてやっていただければ、市内の企業が先端な技術を取得することができ、いろんな市内の企業が潤ったり、いろんな展開ができるようになるんじゃないかと思って、今は国がそういう助成金を出していますので、最先端の技術をできるだけ取り入れて、いろんなことを、自分の市内の土地を有効利用して考えていけば、市内の経済も発展するだろうし、技術力も発展すれば、教育のほうもよくなるんじゃないかと思って、今話しているんです。

それと、長期に水が必要になるとは思うんですけど、いろんなプラントがあるから御紹介します。

太陽熱発電所と脱塩素施設を組み合わせたプラントがありまして、それはオーストラリアで今考えてやって、プロジェクトが組まれて進んでいるみたいです。あと、非常用の水なんか、海水から水を逆浸透膜を使って水をつくることもあるんですけど、大きなプラントとしては、排水から飲料水をつくることをカリフォルニア州のファウンテンバレー、カリフォルニアの南部で、4億8,000万ドルの費用を投じ、排水を飲用可能になるまで浄化できる最先端のマイクロフィルトレーションシステムを導入しています。

だから、後ほどお話をするんですけど、せっかくそういう技術者がたくさん集まってくるようなものですから、今こういう質問をしている次第です。

では、今地方公共団体の財政が厳しい状況にある中、財政健全化への貢献といった視点から、地方公共団体が所有する土地・建物の効率的な利用や、不要な資産売却の要請が高まり、真に必要な公有財産が選択され、再配置が行われています。

弥富市は、学校、病院、庁舎などの統廃合や移転による公有地の有効活用を促進し、その結果得た土地を民間への売却や貸与したりするなどを考え、そして市内の企業が地球環境の向上や保全に役立ちながら、地域の貴重な財産としてのまちづくりに参画していただければ、経済活性化と行政改革が同時にできると思います。

次に、市民と行政との協働のまちづくりについて質問をします。

弥富市は、本格的な地方分権時代の到来を初め、急速に進展する少子・高齢化、地球環境の一層の深刻化、経済のグローバル化の進展など、あらゆる分野において新たな時代が到来

するとし、これらの課題への取り組みと、合併後のさらなる一体的なまちづくりを市民と行政との協働で推進する、そして今後も市民の皆様の御意見をお聞きしながら、計画された事業を一つ一つ着実に実行していきます。また、今後10年間のまちづくりの指針として、第1次弥富市総合計画、弥富市新時代への指針を策定いたしました市のホームページ上にうたっておりますが、いまだに抜本的な解決の見通しもなく、過去の国の方針に従って施策をしているようです。

なぜなら、将来、日本の国際競争力の低下と少子・高齢化の影響により、年々経済情勢が厳しくなってくるにもかかわらず、このようなプロセスで作成された行政計画を実行しようとする、社会環境が悪化するたびに、過度に問題が顕在化し、市民が今までの業務になかった複雑・多様化した行政サービスを市役所職員に直接求めるようになり、社会保障の負荷や費用の増大する懸念があるからです。

一方、国は今、安倍総理を中心に少子・高齢化、環境保全、エネルギーの課題を克服すると同時に、その社会課題を克服するために、多くの産業を興し、日本の国際競争力を取り戻そうと考えています。

ちなみに、国際競争力についてお話をすると、国同士の競争力を決める要素は2つあります。1つは国民の平均的なレベルの高さで、もう1つはエリート層のレベルの高さです。先進国になればなるほど、実は後者のほうが重要になってきます。途上国においては、例えば工場を建てたら、工場の従業員の平均的な教養レベルが高い国が有利です。言い換えれば、ルールにいかにかうまく対応するかということです。

しかし、先進国になると、どのように世界のルールづくりに参画していくかということになります。そうすると、エリート層の競争力が、実は国の競争力に直結します。日本にはそれがいいのかということ、少々不安があります。営業力ばかり、国際舞台での交渉力ばかりです。あるいは、国内の議論を国際関係において弱みと受け取られないようにする外交交渉のスキルがあるのか。政府だけではなく、民間でも、駐在員として出ている人たちが、現地のプロフェッショナルの人たちと対等にやり合っているのかということが重要になるという話です。

要するに、国は社会を牽引する人材を多く育てようとしているのに対し、市の考えが少し乖離し始めてきているのではないかと思い、次の質問をします。

1. 政府の日本再生戦略による経済対策や愛知県のアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区についての内容、またそれらのプロジェクトをどのように弥富市総合計画のまちづくりに生かし、反映させるのか説明ください。

議長（佐藤高君） 山口秘書企画課長。

秘書企画課長（山口精宏君） お答え申し上げます。

それでは、1番目の日本再考戦略による総合計画へどのように取り入れていくかということについての御説明でございます。

総合計画は、御存じのように基本構想、基本計画、実施計画から成っております、基本構想10年、基本計画5年、実施計画3年で、ローリング方式により毎年見直しを行っております。

国の日本再考戦略の取り入れについてでございますが、この戦略につきましては、国全体としての成長戦略でございます。この戦略プランの内容を見ますと、本市基本計画での施策項目、主要施策の中で取り込めるものであり、個々の取り組みについては国で戦略事業として進められますので、その中において、国から市町村への事業実施となれば、実施計画の中で事業を進めていくこととなります。

続きまして、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区につきまして、御説明申し上げます。

国の新成長戦略実現のための内閣府が設ける制度でございます、主要産業の国際競争力強化を目指す国際戦略総合特区であります。

愛知・岐阜県地域が、次世代成長産業の一つとして位置づける航空宇宙産業は、今後世界的に航空機需要の拡大が見込まれ、航空機産業は中・長期的に確実に拡大する成長産業と見込まれております。

航空機の部品点数は、自動車の100倍以上でありまして、技術波及効果も自動車の3倍と言われるなど、裾野が広く、その技術は幅広い産業に波及することなどから、航空宇宙産業は国際戦略総合特区の狙いにまさに当てはまる産業分野であり、当地域が日本の中でも生産額で50%を超える圧倒的な集積を有することから、航空宇宙産業について、国際戦略総合特区の指定を目指すこととなったものでございます。

このアジアNo.1クラスター形成特区を推進するため、民間事業者、関係団体、地方公共団体等の産・学・行政から成るアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会を設置し、愛知県、岐阜県、名古屋市、半田市、春日井市、常滑市、小牧市、弥富市、豊山町、飛島村、各務原市、名古屋港管理組合、12団体による共同申請を平成23年12月に行い、指定されました。

この地方公共団体及び民間事業者が連携した当該産業の拠点形成に資する取り組みに対しましては、産業の国際競争力の強化に関する既成の特例措置等施策を集中的に推進していくものであり、本市におきましては、川崎重工業第一工場を愛知県も含め支援を行っているところでございます。この地域がさらに成長が期待できるものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 産・学・民官というのがあるんですけど、主体が国とか県だといって、市が中心では考えないようなんだけど、後にします。

2011年12月、国際総合特区の指定を受けた、先ほども言ったと思うんですが、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の地域は、技術立国日本の成長・発展を牽引していくため、物づくりの頂点に立つ先端技術集約型産業である航空宇宙産業を自動車に次ぐ次世代産業として、それを育成・振興する地域として、また我が国随一の航空宇宙産業の発展を支えるための研究開発から設計、製造、保守管理までの一貫体制を持つ集積地になり得るとして考えられています。

したがって、市民と企業と行政がさまざまな社会課題を協働で包括的に解決していくためには、将来の社会や将来必要となる人や企業を把握した上で人材を育成し、社会を牽引する自立した市民を多く迎える努力をしていかれたほうがよろしいかと思えます。

市のまちづくりが、No.1航空宇宙産業クラスター形成特区を生かしたものと少し修正を加えるべきと思い、次の質問をいたします。

では、No.1航空宇宙産業クラスター形成特区の参画企業である川崎重工業と弥富市との関係について説明ください。また、今の弥富市総合計画のまちづくりには、医療、福祉、教育、雇用、環境、資源、エネルギー、さまざまな社会問題をできるだけ包括的に解決する方策がありますか、説明ください。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私のほうから、大変お世話になっております川崎重工業につきまして、その関連についてお話をさせていただきます。

議員も御承知のように、今、楠3丁目に名古屋第一工場という形の中で平成4年から開設されておりまして、平成22年には南工場が開設され、航空機のボーイング787というジェット旅客機の胴体部分を生産されているところでございます。

また、先月におきまして、新たな新工場を2016年までに建設するということが発表になっております。これは、新しいボーイング787の派生型のジェット機というふうにお聞きしておりまして、もう少しロングボディーの飛行機でございます。その投資額が約200億円という形のものが、工場設備の中で考えられているわけでございます。

それに伴って、今、御承知のように、市内には社員寮を建設中でございます。地上10階建て、256室の单身独身寮という形のもので、今整備が進められておるところでございます。私どもといたしましては、この10月もしくは11月、来々月までには完成をするというふうに向っているところでございます。地域の皆様方とともに、川崎重工業の社員の皆様に、我々としてはさまざまな形でおつき合いをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

秘書企画課長（山口精宏君） 包括的解決ということについての御説明を申し上げます。

総合計画におきまして、分野別の施策の柱でございます政策目標と、その政策目標のもとに展開する施策項目によりまして、基本計画を構成しております。各分野、施策目標それぞれの施策を進めることによりまして、計画の将来像であります「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現ができるものでございます。

計画各分野ごと、関連するものも多くあり、議員のおっしゃる包括的な全てのことを勘案した解決策はありませんが、それぞれの分野で他の部門とも共同で取り組み、連携・調整しながら計画を進めてまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 以前、弥富町は、1928年（昭和3年）、木曾川に面した9万3,400平米の広大な町内の田園地帯が日本毛織、今のニッケが中心となり設立した子会社の弥富工場が建設用地に決まり、発展につながる企業誘致に成功いたしました。

その後、最寄りの関西本線弥富駅からの専用線も敷設され、この工場の操業開始、1930年（昭和5年）2月以来、弥富町はこの工場の企業城下町として発展していったことは、ここにおられる皆様方なら御存じのことだと思います。

今では、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区に参加する、世界に通用する先端技術を持った企業や、そこに携わる人たちが、弥富市を含めた伊勢湾岸地域へ集まり始めています。そして、この特区に参加する方々は、恐らく弥富市の職員より、将来必要とされる人材や将来必要とされる仕事やニーズがどのようなものかを具体的につかんでいると思われま

す。したがって、弥富市がさらなる飛躍を目指すなら、市内にこのような方々が住んでいただけるよう努力するとともに、彼らが勤める会社の将来方針を参考にして、弥富市のまちづくりへ役立てることができれば、産業の育成、雇用、教育の問題によい影響を及ぼすのではと思います。

しかるに、これだけのよい条件があるにもかかわらず、市側はうまく活用できていないようであると考え、次の質問をいたします。

今後、この特区に参画している川崎重工業株式会社の社員の皆様や関係者なども多く弥富市内に住まわれると思います。どうしてこのような会社の将来構想を弥富市総合計画の方針に取り入れたり、このような会社に勤めるすぐれた人材を生かしたり、市民と行政の協働のまちづくりをしていかないのか、説明ください。

議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

秘書企画課長（山口精宏君） お答え申し上げます。

会社の将来構想の取り入れということでございますが、総合計画においては、まちづくりへの市民ニーズと社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、それらを新たな時代の潮流として計画の中に踏まえるべき視点として取り入れ、計画づくりをしております。公共としての総合計画でございますので、民間営利企業の将来構想は取り入れることはちょっと考えておりません。

しかし、民間の力の活用は、これからは重要でございます。行政が大きな役割を担った時代から、民間ができることは民間でという方向であります。

本市においても、民間委託や指定管理者制度を導入しているところであります。また、公益を実現する中で、民間企業との連携による都市再生事業なども他の自治体で行われている事例があり、地域の特性に応じたまちのにぎわいや、まちの魅力向上等の面からも有効であることから、今後先進事例の研究をしてまいります。

また、企業は社会貢献として広く社会福祉活動、教育文化振興、スポーツ振興、自然環境保護など、いろいろな分野に活動されており、広い意味で公共に参加していただいているものであります。

市民と協働のまちづくり参画につきましては、審議会や委員会の委員の公募やパブリックコメントを実施し、広く市民の御意見を伺い、政策形成過程から市民の参画、協働に努めているところであります。

今後もさまざまな行政課題に対処するに当たっては、市民目線で市民とともに問題を解決する姿勢に努めてまいります。

弥富市に住まわれてみえる、先ほどの企業の方につきましては、自治会活動など、地域に溶け込んでいただきまして、知識など積極的に発揮していただき、地域まちづくりにお力を発揮していただければと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） ちなみに、川崎重工業株式会社の事業方針を御紹介いたしますと、新興国において産業が急速に発展する一方、近年のエネルギー需要の増加によって、資源枯渇や地球温暖化などが深刻化しています。さらに世界中で原子力発電のあり方が問い直されるなど、持続可能から低環境負荷なエネルギーの確保が全人類の課題となっています。企業にとって、このような世界的な社会課題に率先して対応していくことが重要な責務となっています。さらに、陸海空の輸送システム、エネルギー環境、産業機器の3つの事業分野を中心に、高度な技術を活用したすぐれた製品サービスと、これらを組み合わせたシステムによって、お客様、社会のさまざまな課題にソリューションを提供しています。そして、より多くの豊かな生活と地球環境保全という相矛盾する課題の調和を図り、地球全体の持続的な発展に貢献しますと言っています。

ほかのほとんどの大企業も、将来方針がこのような内容であり、恐らく自治体が取り組むべき社会課題への事業に変わりつつあります。

何を言っているかという、今までのやり方ではなく、技術を発展させて、逆ですかね、過去に向かって、過去の問題を話し合っ、今解決しているんですけど、将来こんなふうな技術ができる、こんなふうなものが使える段階になるということを前提の上で、いろんなことを、いろんな人たちを、どんな人たちを教育すべきなのか。社会はどのような社会になって、どのような人間を育てていったらいいのかを、将来を見通した形で今を考えていただければ、今のやり方だと、過去の問題に対して処理をしているんですが、将来、例えば日本の社会が、競争力が落ちていくもんですから、今までみたいに経済大国2位というわけじゃないもんだから、これから10位ぐらいまで落ちていこうと思います。それで、それに対応して、そういうことも前提の上、これからどんどん1人ずつの個人の所得だってなくなってくるだろうし、どんどん社会的に問題がいっぱい出てくるのを前提の上で、将来こういうふうになるから、ほかの企業も技術革新をして、今どんな企業も将来構想を国の方針とほとんど同じような事業展開にしようとしていますので、そういうことを考えて、ちょっと皆さんと考えが違いますが、そんなような方針に少しでも変わっていただければよろしいと思ひまして、質問させていただきました。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 川瀬議員から、川崎重工等も含めまして、世界の一流企業、あるいは日本の一流企業という形のものの存在が川崎重工でもあろうというふうに思っております。

先般、社長の談話等、話を聞いておりますと、さまざまな物づくりをしてみえるわけですが、これからは航空宇宙産業という形の中で、飛行機とかそういったような分野について、非常に特化していきたいということでございます。

そうした形の中で、今256名の単身独身寮をつくっていただいておりますが、先日も総務課長さんが見えになりました、この弥富市のことを知りたい、あるいは自治会のことを知りたいというお話でございました。私どもといたしましても、まずは地域の中でいろいろと生活をしていただくわけですが、地域のルールも守っていただかなきゃならないということもお話を申し上げ、私たちがその従業員の皆様にどういうことが御提供できるかということにつきましては、今後も話し合いをしましょうということでございます。

一企業が、300名近い256名という人数が見えになるのは初めてのことでございます。我々としても、この企業に対して、いろんな形で市のPRもさせていただかなきゃなりませんし、川崎重工さんのお話も聞いて、両方が友好的関係というものを築いていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） ぜひとも先端技術とかそういうことがあるもんですから、御紹介してくれば、市内の子供たちもどんなことをやればいいのかも少しわかってくるだろうし、なおかつ弥富市内の企業も、そういう技術を取り入れて、自分の会社をどういうふうにしていったらいいかというのがわかれば、今皆さん、どうしたらいいかわからない方も結構おられますので、どういうふうな事業展開を図っていったらいいのか、そういう人たちとコラボレーションができればよろしいかなと思っていますので、お願いします。

以上、質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は12時45分、よろしくをお願いします。

~~~~~

午前11時57分 休憩

午後0時45分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

あらかじめ、通告に従いまして3点ほど質問いたします。

まず最初に、地方自治法の一部改正がありました。それで、私はきょう質問したいと思っていますのは、特に国政の財政の悪化で、激動の自治体経営であった。そのために私どもの国の政治が、やはり中央集権制度から地方自治、地方自治がいかにあるべきかということの中で、それぞれ激動の中では、やはり三位一体改革だとか、平成の大合併だとか、それぞれ行政改革があり、さらには3・11の災害もありました。

そんな状況の中で、特に私どもの地方の役割が大きな役割を持つと、この状況の中で、私たちはそれぞれ今あるわけです。

けさから、さらには先ほどの議員からも、いろんな形で地方のあり方、地方の行政と議会のあり方の議論があります。

しかし私たちは、やはりこのことは憲法92条に定める地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めると定められています。この定めが、やはり中央におけるところの政治と地方の経営のあり方であると。そのために、行政改革は第1次から第3次まで行われ、答申が推進会議で出ています。第1回、第2回はそれぞれ、第1回目は自民党政権当時、第2次推進協議会は民主党、第3次推進協議会、これも今年の6月14日ですか、法律を出して、推進協議会がその方針を明らかにし、法律改正をしたところだというふうに私はそれぞれ受けとめております。これは、それぞれいろんな形のときに学んだことだと私は思っています。

そんな状況の中で、第2次推進協議会から平成23年5月に出された、いわゆる今回私が質問をさせていただきます地方自治法の一部改正の件であります。

冒頭申し上げましたように、地方議会は行政と議会がそれぞれ法の枠の中で、いろんな形で切磋琢磨し、議論をしてきた、その歴史が、今私たちは激動と同時に、日本の再生をかけた、やはり議会の役割、行政の役割が再度求められる、そのことだと思っています。

その状況の中で、第1点目には、いわゆる総行第57号なり、総行市第51号、そしてこの第3次答申が出されました第3次のいわゆる一括法案、このことだと思っています。

それで、やはり今私たちが地方における施設だとか、枠付だとか、格付、そうしていかにある活用をすべきかということについて、今まで国の、県のそれぞれの、いわゆる行政のあるべき姿の中で守られてきた私たち、しかし今2013年ですか、やはり日本の国の財政状況は、きょうも新聞にも出ていましたが、国債の下落、ギリシャのような、日本の国債、いわゆる状況というのは誰が見てもではなくして、やはり歴史がそれぞれあると思っています。

私も、実は前職は国鉄職員でした。国鉄改革は、昭和50年ごろから平成元年、昭和63年まで15年間をかかって公企体が今のJRになった。そういう歴史を持ち、日本の企業そのものも、先般NTT、そしてまた今、電力関係、製鉄関係、これは歴史を見れば、国営が民間になり、民間が国営に戻り、繰り返す資本主義と社会主義の大きな変革の中にある。

そして今、自民党政権になり、100兆円も200兆円も、例えば年間借金がふえていけば、おのずと日本の国民の預金高と国の財政が、いわゆる借金がひっくり返る。これは、やはり日本の財政景気、いかになるか。国債信用を落としていくか。そこに今、消費税問題等を含みながら、日本銀行総裁が言われているんだろうと。このことは、私自身が思うことでありますから。

そんな状況の中で、地方の行政として、議会として、あるべき姿の中で、私は今回、この地方自治法の議会の役割について、大変な私ども議員としても、私たちはその任を担うのに大きな課題ではないのかなと。法律が改正されたからといって、すぐに私どもがそれに対応できるわけじゃありません。

しかし、その方向性は示された今日、私は市長にお伺いしたいことは、本当に大変な時期になって、この法律改正が市長としてどのように受けとめておみえになるのか、まず第1点目に市長からそのことをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げていきたいというふうに思います。

今回の地方自治法の一部改正につきましては、その大きな骨子、あるいは概要と申し上げるのは、地方公共団体の組織の運営において、その自由度の拡大を図るとともに、あるいは直接請求制度についても、その適切な実施を確保するというようなことについての大きな改

正であったというふうに思っております。

それが地方とのかかわり合いということの御質問でございますが、今度の地方自治法の改正におきましては、先ほども言ったように、地方の自治体における自由度の拡大、あるいは地方自治のさらなる充実のために改正されたものでございますので、一定の評価はできるというふうに思っておるわけでございますが、先ほど議員も、この社会、あるいは経済という大きな流れというのが非常に大きく目まぐるしく変化をしているわけでございます。そういった形の中におきまして、地方とのかかわりは常にその制度改革が求められるというふうに思っているところでございます。

そうした形の中において、もう少し私たち地方の自治体が円滑に運営できるようなスピード感を持った必要な措置ということを国のほうに求めていかなきゃならないというふうに思っております。

このことにつきましては、全国市長会、あるいは全国の議長会等々のいわゆる六役会というような状況の中で、これからも我々は進言をしていかなきゃいかん、あるいは提案をさせていただかなきゃいかんというふうに思っておるところでございます。

地域分権改革ということが言われて久しいわけでございます。ことしは物の書物によりますと、20年という大きな節目の年に当たるというふうに聞いております。そうした形の中における、先ほど議員がおっしゃいました新しい3次の一括法というのが、この6月に制定をされたわけでございます。基礎自治体へのさらなる権限移譲ということが少しずつではありますけれども進展しているというふうに思っております。

しかしながら、私たち地方自治を預かる者につきましては、その判断であるとか、あるいは地域の実情に合ったさまざまな行政が行っていく上での権限移譲ということにつきましては、まだまだ国の抵抗が強いというふうに思っているところでございます。もっともっと地方の自治体が必要とするものの権限、こういったことの合意形成がなかなか結ばれないのが今日的ではなかるうかというふうに思っているところでございます。

先ほど、議員のほうも三位一体改革のお話をされました。実は、この三位一体改革という状況においては、我々としてはその地方自治が大いに期待をしたところだろうというふうに思っているところでございますけれども、残念ながら平成14年から19年という形の中で行われました三位一体改革は、地方に対して財源が非常に圧縮された。いわゆる地方に対する地方税、あるいは交付税というものが圧縮されて、地方の元気がなくなってしまったということが、私はまず言えるだろうというふうに思っております。

そうした意味合いにおきまして、地方の分権改革ということが、ある意味ではスピード感が落ちてしまった、停滞してしまったというような状況だろうというふうに思っております。

議員もおっしゃいましたように、2009年、民主党政権が誕生したわけでございますが、そ

のときも、民主党政権は地方に対して、自主財源をもっとしっかりと持たせるべきだというふうにおっしゃいました。我々は期待をしておりました。もう少し地方で交付税、あるいは地方税という形の中での分割ということの中で、その我々が裁量できる財源がもう少し大きなものとして期待をしておったわけでございますけれども、大変残念ながらそれが途切れてしまったということでございます。

我々地方自治体ということは、さまざまな事務事業の増加が伴っております。そうした形の中で、恒常的に財源不足ということがあるわけでございますので、我々としては今後も地方税、あるいは地方交付税を初めとする税財源の確保ということをお願いしていかないと、ただただ行政改革、行革という形の中では、地方に対して元気が出ないということにもつながっていると思いますので、今後とも我々としてはその辺のところを注視していきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高次郎） 伊藤議員。

17番（伊藤正信） ただいま市長から御回答いただきました。

やはり国の情勢、地方の情勢、市長の今答弁にありました状況だと思っています。

私は、この自治法の改正が、地方自治体が国の公共事務の一翼を担う地方公共団体から、国とは基本的に対等な補完関係に形成する包括的地域広域活動の主体として、地方制となったことによって、自治体のそれぞれ役割が、いわゆる市民と議会と行政が一体をより深くなることだと思っています。

御回答いただきましたように、私はその状況を含んで今後行政執行に当たっていただきますことを強く求めておきます。

あわせて質問をさせていただきますけれども、実はこの公布によるこの改正要綱の中で、議員定数の上限を撤廃する、この認識について、私は今この法律的な改正に基づく議会も施設のそれぞれ格付だとかいろんな形で、まだ本格的にはその法が施行できない部分があるかと思っています。

先ほどから、やはり特区として航空産業だとか地域産業だとか、そうして地域における財政のあるべき姿ということについて、このことがより一層、議員、議会と行政が深く追求し、お互いに市民への説明を果たしていくということだと思っていますが、私はこの議員定数の制限撤廃について、私はそのように思いますが、その点について、総務部長、よろしかったらどの状況か御説明願いたいと思いますが。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文） 伊藤議員、私のほうから少し答弁させていただきますので、お願いいたします。

今回の改正趣旨の内容という形の中において、その1項目が入っておるわけでございます。

議会制度のあり方という形の中での議員定数という問題でございます。

先ほどお話がありましたように、地方公共団体の議会の議員定数につきましては、上限数を人口に応じて定めているという規定の中で、いわゆる法定上限ということがございました。弥富市の場合は、法定上は議員の数は26名ということになっておるわけでございますが、これはほとんどの多くの自治体、市町村においては、もう議員定数はその法定の上限を大きく下回っているのが現状だろうというふうに思っているところでございます。

今聞き及びますと、議会改革の中で、議員定数につきましては、弥富市議会の中においても協議中であるというふうに伺っております。そういった意味におきまして、議員定数の条例の制定に当たりましては、どのような定数が妥当であるかということについては、さまざまな事情を考慮して、住民に対して説明責任が果たしていただけるように決めていただければというふうに、私の立場としては思っておるところでございます。

いずれにいたしましても今後の皆様方の、議会での議会改革というような形の中で、その数字については皆さんで御協議いただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） ただいま弥富市における議員定数の問題として市長の考え方、やっぱり説明責任をとということと同時に、私はこの法の趣旨に基づいた、例えば議員というのはいかにあるべきかという状況の法改正と地方自治のあり方というふうに、私の質問が悪かったわけですけれども、そう思っていますが、1点目にその状況でございます。

2点目に、議決事件といいますか、それぞれ決算などについて、例えば予算などについて、国や県とのつながり方における課題が、少し法の改正により変わってきましたですね。やっぱり、私ども弥富市もそれぞれ市になりまして、決算特別委員会が設置されて、検証と同時にさらなる次年度の予算要求に求めていくわけですけれども、議会もやはり議論もしていくわけですけれども、当然予算に係る特別委員会等も含みながら、行政と議会との今後の課題として、どのようにお考えになっているのか。さらには、この制度が見直された部分、県のほうへ報告を決算については省くことができるかというような状況なんですね。

しかし、そういう形になれば、当然決算委員会、議会の役割はまさに市民への説明課題としては大きな責務を持つものですし、行政側もそのことの一つは課題も重要だなと思っておりますが、ここに書かれています内容については、私が今申し上げましたように、報告など、例えば決算報告はしないということですか、総務部長。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 従来は、例えば決算については、私どもは決算の内容を都道府県知事に報告をしておったわけでございますが、その報告の必要はなくなったという改正でござ

ざいます。

それで、実態、それがどういうことになるかといいますと、報告義務がなくなったということ以外につきまして、今までどおり事務を進めていくという、決算の作成等に関しては同じような事務を進めていくということでございますので、報告義務がなくなった以外について、別に私どもの事務処理について変わるものではないというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） そここが一つの改革推進協議会が求める筋、いわゆる当然決算方法、議決、それぞれのものは変わらないと思っています。しかし、やはり大きな課題といいますか、誰でもそうですけれども、もう1カ所違ったところから見れば、その内容というのは、ときにはその責務が変わる見方もあるわけですね。今、総務部長は簡単に、報告はなくなりましたがという話ですが、これは議会としてもそういう状況を認識しながら、当然間違いがあるということじゃないですよ。役割としての課題はあるというふうに私は思っていますが、まあなくなったという御説明ですので、それはそれでいいと思います。

もう1点、逆に予算の、例えばそれぞれ総務部長などについての説明などあるわけですが、議会としての、例えば行政の一つは課題として受けとめられるのは、予算委員会を、例えば議会が特別委員会といいますか、各委員会でもって、それぞれ提案に対する次年度の予算に対して行ってきたところでありますから、これは議長にということじゃない、これは一般質問ですから、行政側ですけれども、そんなことを含んで受けとめておいていただけたらありがたいなあと、そんなことを思って予算に対する特別委員会について申し上げました。

あと幾つか、この課題の中では第5、第6まであります。特に私が申し上げておきたいということは、1度こういう法律改正をなすということは、議会も勉強せないかんわけですけれども、行政側もこの特徴的に、それぞれ地方における分権の役割が大きく変化をしていくというときになりましたら、1つは法律改正などを含んで、私どもも勉強しなければならぬわけですけれども、それぞれ変わったところで御説明をいただくことを強く要望すると同時に、私が通告では一応、法の改正をされたところの要点について、わかりましたら文書でというお願いをさせていただきますが、細かくまでとは申しませんので、大筋的に変わったところは後で結構ですので御指導いただけたらということをお願いして、私はこの地方自治法の改正における質問については終わっていきたいと思います。

2点目に、私は住環境の整備ということで質問をしたいと思っています。

これは、6月の議会では道路法に対する質問をいたしました。よく似た内容なんです。住環境は、社会資本のいわゆる整備ということなんですよね。ですから、住環境も社会資本整備と同じことだというふうに思っています。たまたま私、五之三地区で過日火災が発生をし

て、それぞれもう一度住環境と道路というものについて考えなければならない。議会議員としても、さらに行政側にも強く求めたいと思うわけであります。

その火災については、全焼と一部隣の類焼ということでした。この火災に対する消防署、そして消防団の皆さん、市長も大変疲れてみえるのに、朝の零時ごろまで本当に必死になって、防災課長も、関係する皆さん方、消火等指示に御協力していただいたことについては、私は地元ですから厚くお礼を申し上げたいと思っています。

しかし、結果として消防自動車が入り切れなかった。そのために類焼せざるを得なかった状況だというふうを受けとめざるを得ない。ということは、消防自動車が300メートルぐらい手前で大型車はそこから入れなかった。このことは、それぞれ今日までの道路行政、道路におけるところの課題もあるんじゃないか。今、私どもは、この消防自動車は大型になりつつあることと同時に、それぞれ地域消防団とのかかわり等、いろんな形であろうかと思っておりますが、そんな状況の中で、特に狭隘道路ですね。22年ですか、23年ごろから国土交通省もあわせて、私ども弥富市も整備に、みなし道路など御努力をいただいております。

しかしながら、この問題が、1軒燃えますと3,000万ぐらい飛んじゃうんですね、1軒の家で。過日もそんな状況でした。3,000万の投資を、逆にあれば火事は防げるかということは、それは言えないとも言えることです。

しかしながら、それぞれその住環境整備の中に、そういうように弥富市としてあるべき道路がまだあるということ。市道だからどうこうではないわけです。特に市長も大変残念がってみえましたが、本当に市のほうも地権者に御協力いただくような話もありましたが、しかし今のこのみなし道路の基準、国との流れの中でいきますと、評価の何分の1の必要経費だという状況で、このみなし道路の整備があるんですね。

ここは、本当に私が申し上げてなんですけど、今農地などは逆に誰が管理してほしいのか、どなたかに買っていただきたい。こんな状況等もあるわけですがけれども、いざ財産を放すとなると、そうはいかないのが地権者なんです。本当に、そのはざまに行政もあるということ、そして地域の集まりもそこにあるわけ。

そうしますと、やはり4メートル道路の建築基準法におけるところの最低の道路の確保、ここは長年かかっているような形で進められている、いわゆる拡幅整備はしていただいておりますが。ここで1点、一体この道路って、4メートル以下の狭隘道路ってどのぐらいありますか。1回説明していただけないですか。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 具体的な狭隘道路につきましては、後ほど開発部長のほうから答弁させますけれども、8月5日、五之三町の火災につきまして少し私の所感を申し述べたいと思います。

あの火災におきましては、大変痛ましい火災になってしまいました。とうとい人命を亡くしたということに対して、心からお悔やみを申し上げるわけですが、地元の皆さん、あるいは消防団、あるいは消防職員という形で、献身的な行動をしていただきました。また、地元とはいえ、議員におきましても、本当に長時間、現場に立ち会っていただき、さまざまな御指導をいただいたというふうに思っております。この場をかりて感謝申し上げる次第でございます。

私も、そういった形の中で火事の現場におりまして、住民の皆様からさまざまな形でこの道路問題につきまして、その現場でお話を聞かせていただきました。確かに、議員が先ほどおっしゃるとおりでございます、一定の消火活動に対しておくれをとってしまったということは否めないだろうというふうに思っております。

そうした状況の中において、あの地域における狭隘道路ということについて、限定して考えていかなきゃならないということも思っているところでございます。

今、12月補正という状況の中で、地域の皆様の御理解をいただきながら、何とか、全てはできませんけれども、重立ったところに対して狭隘道路の変更をしていきたい、お願いをしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ地域の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

道路全体の問題につきましては、開発部長のほうから答弁をさせます。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

4メートル以下の市道の道路延長でございますが、市で管理しております道路幅員3.5メートル未満のいわゆる狭隘道路でございますが、約197キロメートルでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 197キロというと、大変長いわね。お伊勢さんへ行っても100キロくらいだから、倍、200キロ。

だけど、ただ私は、狭隘道路という部分で何キロありますかという質問をしたわけですが、過去に弥富市が農道まで市道に格上げをした時期があるんですね。それは、補助金とかいろんな市の施策上されたところもある。ですから、私らの地域でも、全く田んぼの中が市道になっていて、それはそれで役割としての大きな課題を持っている。今ははっきり言ってトラクターも大きくなったし、コンバインも大きくなったんで、特に荷之上、五之三地区というのは、それぞれ農業のいわゆる集約化もしにくい、いわゆる推進もしにくい、しかし田んぼの中は市道だと。ここまで、今の質問の中には入れていくたくはないと思っておりますが、特に今回の質問は住環境としての質問ですから。

しかし、昨日横井議員からも、草刈りは年5回ほどありますよということなんですね。これは、歴史的に農業が大きな弥富市として72%ある中での主たる農業施策が、本当に生き生きとしたまちとして農業が生きていた。今、いろんな議論をしますと、2万円ほどマイナスをすると、1反歩持っている。こんな議論もあるわけですよ。

そうしますと、やっぱり道路という部分において、いろんな形で議論をしていかなきゃならないのではないかと。特に、市街化区域の中でも4メートル以下のところはありますし、4メートルのところがありますね。あれは、側溝とか、柵板だとか、L形だとか入っていない道路、ここにはやっぱり草が生えるんですよ。そうしますと、行き違いのときに対向のときにできなければ、路肩は外しちゃう。これでもやっぱり市街化かということになるんですよ。

今日までの歴史の中で言えば、宅地開発がされ、それぞれ家庭の雑排水等を流すために側溝を利用しながら下水道のかわりをし、それが側溝としての役割、道路の路肩を一面保持する役割を持っていたと思います。

しかしながら、今日の状況の中からすれば、当然市街化区域の中でしたら、いわゆるL形か、柵板か、きちっとした路肩の整備を進めていったらどうか。そのことによって、4メートルあれば大型車両は一方通行できるんですよ、災害時において。はっきり言って。そうすると、道路の役割を果たすんです。路肩が崩れておったら、それは非常時のときに間に合いません。

そういう点において、私は道路行政として、一度どのぐらいのそれぞれの状況にその費用がかかるかということなどを含みながら、弥富市の環境整備、道路環境、住環境整備をシミュレーションといいますか、やはり立てていただき、さらには農業推進地域などにおいても、それぞれのいわゆる住宅が密集しているところなどについても、地区指定をしながらでも、例えば消防自動車が300メートル、400メートル入れなかったら、100メートルまでは近づけるんだとか、消火栓の位置の近く、そういう状況の道路をどうあるべきか。そんな予算だとか、方向性というのも議論の過程の中で、計画として、いわゆる格付として見ていただくことは、その検討を求めたいと思いますし、もう1つは、毎年この予算要求の段階、10月から11月になりますと、舗装だとか新設要求があるわけです。そんな状況の中で、市民、区長さんたちから、なぜ私のところはやってもらえないかと話があります。ですから、市側もここ数年は継続的書類をそれぞれの区長に説明をしながら、継続事業としてのあり方を説明もしていただいています。しかし、3年もするともうなくなっちゃって、新たな申請をせないかと。これはやっぱりまずいと思います。

行政としてあるべきことは、そのことが一旦、やはりそれぞれの格付なり指定をしていくことにおいては、継続性を持ちながら、継続事業として住環境整備をやっていただきたい。役

人がかわれば、年数がたてば条件が変わる。4メートルの道路は、例えば最低でも、年数がたっても直らないんですね、必要なところは特に。だから、それを全てのところとは私は申し上げることはないと思っています。しかし、予算を、税を市民に返して、そして安心・安全な住環境を整備していくには、継続性を持ったそれぞれ検討をお願いしたいと思いますが、まずは道路行政として申請された部分について、市民から何か意見があればお聞かせを願いたいのと、今後そのように格付をするような地域を指定をしながらも、それも行政の判断と地域の皆さんとの判断を密にしながら、その方向性を定めることについて検討いただけるか、この2点の質問をしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

最初に、先ほど市長のほうより補正を対応させて、狹隘道路の整備を検討していきたいということで御発言いただいております。

それにつきまして、私どもも狹隘道路、こういった整備の関係は、狹隘道路の拡幅整備に関する要綱をもとにして、今後も進めてまいりたいというふうに思っておりますし、弥富市の道路用地買収要綱にも基づきまして、こういったものを含めながら道路整備に進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、行政の判断基準ということでございますが、地元からの要請がありました工事の施行の判断基準でございますが、申請していただいた箇所につきましては、現地を確認させていただきまして、道路の通行、交通安全上必要な箇所につきましては、確認をして検討をさせていただき、施行の判断をさせていただいております。また、道路拡幅などの道路改良工事につきましても、地区や関係土地所有者の皆様方と御協議をいただき、協力をしていただかなければ整備ができませんので、地区と調整をさせていただきながら、今後も整備時期などの検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 判断基準ということについて、私が求めておきたいということは、今市民の中からいろんな話がある。口ききか、市の職員が見えるところか、市長が在住してみえるところか、そんなようなことはないというふうに受けとめながら、やはり道路行政という部分において、特にここは狹隘道路なら狹隘道路として、生活の住環と必要な部分を指定をとりあえずしながら、それを説明のできる形の基準を進めるに当たって、だから全てA基準、B基準ではないんですね。もうそういう判断というか、そういう協議をきちっとして、シミュレーションを今後つくっていただきたい。田んぼのど真ん中まで4メートルにしてくれと今いろんな形で言うわけじゃない。本当に住んでおる人たちが。

なぜ私が申し上げるかという、道路を私はかってみたんです。天端が3.10、立ったら2.9で、路肩70センチある、両脇に。そうすると、それを足すと幾つになるんですか。4メートルには全くちょっとだけです。そうすると、そこにL形か柵板を立てれば、4メートルというのはきちっとできるんですよ。農家は、はっきり言って今の田んぼの作り方は、路肩はもうのりになっちゃって、4メートル以上の路幅を持っているんですよ、天端から。失礼な言い方だけど。そういうところを本当に必要な道路として見て、その状況で工事経費をどうあるのかと。ここもやっぱり考えていただくことじゃないですか。そうすれば、大型消防自動車は入るんですよ。現実には、あと5センチか、10センチ、こんな道路が結構あるんです、はかってみたら。

ですから、私が申し上げておるのは、そういう整備のあり方と、今現状の状況を調査をしつつ、地元とそれぞれのお話をする。だから、家の建っておるところまで、はっきり言って、狭隘道路できょう決めたからあすというわけにいかんですよ。きのう建てられた人もあれば、それは事後、狭隘道路に対して建設基準的には2メートルセンターから戻るということを承知しておるわけですよ、建てる時に皆さん。でも、それはすぐにはならないこともある。しかし、その路線が決まっておれば、それぞれの状況というのは将来に向かって早く解決をしていく。このことは市側も御存じだと思っておりますが、私はそのことの調査と方向性を、例えば来年度にしる、今でも、そのことを、大変な仕事かもしれんけれども、土木課の中でもそういう状況を1回、議論の過程の中で押し進めていただくことをお願いしておきたいなと思っております。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文） 議員にお答え申し上げます。

弥富市を南北東西に通り返る道路というのは、実はたくさんございまして、我々としては幹線道路という形の中での市道ということにどうしていくかということに対しても、まだまだ未整備なところがたくさんあるわけでございます。また、生活道路という形の中で、非常に交通量の多いという状況の中で、これをどう整備していくかということについても、先ほどおっしゃいましたように、その道路の幅員を拡大していくという形で、のり面のところに板柵を打たせていただいて、両面が使えるような形で、まず生活道路の基盤整備をして順次進めさせていただいておるところでございます。

そしてまた、狭隘道路という形の中で、本当にこれは生活に密着した、あるいは安心・安全というような状況の中では、議員おっしゃるように救急車であるとか、あるいは消防車が基本的には入れるということまで、この狭隘道路につきましてもきちっと整備をしていかなきゃならないということは重々理解をしているところでございます。

しかしながら、全体的な社会資本整備、あるいは投資的な経費ということにつきましては、

やはり上限を定めながらせざるを得ないということも御理解をいただきたいというふうに思っております。

今、議員のほうからは、狹隘道路におけるモデル選定というか、指定選定というようなところで、順次やっていったらどうかという御意見だと思っておりますけれども、大変いい御意見であろうというふうに思っております。一度私ども開発のほうで、職員全体で、どういふところをモデルという形にしていくかということは、大変たくさんありますので、これも順序立てしていくのは難しい部分があるわけでございますけれども、とりあえずそういう目でまず狹隘道路を見るということは大変重要なことだろうというふうに思っておりますので、御意見として承っておきます。ありがとうございます。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

市の計画に基づきまして、整備基準の策定のほうも、今後道路幅幅につきましては地域住民の御協力なしでは進みませんので、市、地元と協議をさせていただきながら整備を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市側に申請をした内容について、何らかの意見がありますかというお話を申し上げたけど、それはちょっと御回答がなかったんで、それはいいですが、なぜ私はいいかという、口ききだとかいろんな状況が、それぞれ本当に何か起きたときにはそんな話になっちゃうんだ、残念だけど。だから、そうならないように私ども議会もそうだし、行政も市民の皆さんとも一体性を持った住環境整備をお願いしていきたいということでございますので、ただいま御回答いただきましたように、今後それぞれ市民に対しても御協力いただくように。

最後にもう1点だけお願いをしておきますが、いわゆる狹隘道路の整備基準が定めてありますね、その用地買収の関係が。この見直しと、平成6年における地元要請に係る部分の土地の、そして市の都市計画によるところの整備といいますか、土地の買収があちこちあるんですよね。それをもう少し現実的という言葉はいけませんけれども、地価の合うような状況の中で再度検討していただけることを私はお願いがしたいわけです。

ということは、地元、に、拡幅するために坪1万円で道路を分けてくれる人があるんですよ。でも、そんな1万円ならただでいいがやという人があるのかもしれない。しかし、評価でいくと、やっぱり高い、指標鑑定価格はね。一定程度。でもそれは現実の課題として、それぞれの協議の今後の課題として捉まえていただけたらありがたいということを強く要望しながら、次の課題に移らせていただきます。

私は、3点目に犯罪について、防犯について質問をいたします。

全体的に弥富市、防犯パトロール、防災、いろんな形で進んでいて、非常に少なくはなってきたいるんですね、犯罪が。でも、泥棒さんが家の中へ入ってくるのは30%ふえています、これ。防犯課は御存じだと思うけど。7月までのデータを見てみますと、それぞれふえています、30%も。

特に平成24年度、蟹江管内の警察では43件、25年は56件ということは30%ふえているんですわ。だから、倉庫などを含んでの侵入は47件で、住宅侵入が35件。これが1月から7月までの件数なんですよ。

そうしますと、いろんな形でパトロール隊だとか、安全・安心なまちづくりということで、今あります。私は、よその例をとっては本当ではないかもしれませんが、やはり住民意識を高めていく上において、施錠の推進、啓発行動の中で、それぞれ一度、最高1万円の2分の1ぐらいまでの補助を出しながら、施錠の促進をされるべきではないか。

特に警察にお伺いしますと、弥富も飛島もそうです、十四山もそうですが、家が玄関から裏まであけておっても泥棒が入らなんだと、本当の話なんです。それが、このごろ一番多く犯罪がふえておるのは飛島だそうですわ。これは暑いもんだで特に。それで、こうやって空き巣用心というのを、パンフレットを出しているんですね。

蟹江警察も、本当に全体的に、いわゆる自動販売機荒らしなんかは物すごく減ったと。暴走族を減らした。取り締まりがあった。そして、いろんな形で地域、また住民の皆さん、行政の中で御努力いただいています。しかしながら、この施錠だけは、防犯だけはふえていると。こんなことがありまして、何とかならんだろうかというのが住民との話です。

ですから、私もじゃあ一回、こういう議会でもって、こんだけふえているよということと同時に、行政も真剣にこの犯罪に対して、侵入防止について、いろんな形で検討していただけることがありがたいがなあと思って、第3点目にはそういういろんな形で、施錠は幾つかの問題がありますから、これは防犯課は調べていただければわかる問題ですから、それぞれそれに対する、他市でも実行されていますので、されているからじゃなくして、特に私、そういうことを言うといけないかもしれませんが、いろんな娯楽がふえて、人の流通があるところにふえてきていますな。特に北の地域、弥生学区なんか。

1年ほど前に、よく地元の人から言われたんです。本当にどういう形でこれが許可されたのかなあという、いろんな形のスーパーだとか、例えば娯楽が、こんな話もありました。でも、やはり文化、それぞれ地域の環境というのは、そういう形のこと私たちの生きる一つの過程だと私も思っています。

しかしながら、あってはならない犯罪だとか、侵入盗、強盗、そういうことについては、社会の変化と同時に行政としての課題として受けとめて御検討をいただきたいと思いますが、

いかがですか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 答弁させていただきます。

議員の御質問の中で、助成制度の話が出ましたので、その件についてまずお答えしていきたいと思います。

愛知県内では、一宮市とか知立市等でそういった助成金の制度が実施されているのは事実であります。一宮市につきましては、平成23年度から25年度の期間限定、3年間という形で実施するといったことを聞いております。また、来年度以降、平成26年度以降については、現段階では実施の予定はないというように伺っております。

弥富市の防犯対策といたしましては、防犯灯の設置でありますとか、その維持事業があります。この事業につきましては、設置場所を通り抜けのできる道に限定しておるということがございまして、個人の資産に対するものではございません。自宅の場合につきましては、基本的には自助、自分で行っていただくものと考えております。

現段階におきましては、助成金制度の創設は考えていないのが現状でございます。

それから、犯罪の動向の関係でございますけど、議員、1月から7月までの資料をお持ちいただきまして御指摘いただきました。学区的に言いますと、過去で一番多かったのが桜学区が一番多かったわけでございますけれども、そこにつきましては、昨年ですが、蟹江警察署のほうで犯罪防止の重点地区といったようなことも指定されまして、全部というわけではないんですけれども、こういったものも配って、ここは防犯に力を入れていきますよといったようなことの活動をしております。

そのおかげかどうかはわかりませんが、7月まででいきますと、犯罪発生件数が前年の半分になっているといったことでございます。効果については、このせいかどうかはちょっとわかりません。

それから、弥生学区につきましては、結果として桜と日の出学区を合わせた数よりも7月現在では多いといった数になってしまっております。自主防犯団体も非常に多いところでございますけれども、そんな結果になっております。

ただ、特殊な要因があるかという話になりますと、例えば去年の12月のデータをちょっと見てみました。1年間は別なんですけど、単独での12月だけのデータを確認いたしましたところ、前年の、ですから24年と23年の比較でございますけれども、ほぼ半分の件数で済んでいたということでございます。ですから、季節的な要因等もその中にはあるのかなあというふうに感じております。

そういったことで、全体的にどういった方法をとるのが防犯上ベストかということはなかなか難しい問題かと思っておりますけれども、今言いました桜学区のような形で、犯罪が減らせる

可能性もあるといったことで、今後もいろんな方策について検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 防犯課長、日の出と桜と合わせて、1月から7月までは5件ですよ。弥生学区は14件あるの。あつてはいかんのやけど、あなたがおっしゃるとおり。だから、桜学区は減ったのは間違いないんですよ。私もそう思っています。

だから、一宮はことしから防犯カメラの導入をしておる。いいですか。だから、施設のかわりに防犯カメラになってくるわけ。ですから、いろんな手段、方法はありますが、私どもは地域のつながりだとか、今おっしゃるようなパトロールだとか、そういうパンフだとか、中野区あたりへ行ってみると、ここは何々ですと札が各家々にかかっていますよ、パトロール中というのが、現実。

ですから、一面、御回答いただいたことに不満を持つわけじゃないが、原則的には自分の財産は自分で守れというのは、自分の財産は自分で守れるなら行政は要らないでしょう。いいですか、これははっきり申し上げておきます、申しわけないけれども。その知恵を出し合うのが行政、議会。

私は、今必ずそういう状況だということじゃなくして、例えば防犯課長がそうおっしゃるなら、じゃあ防犯カメラ、その関係をどうするか。私は前にも、いわゆるごみの捨てるときにも、環境のお願いをし、防犯にもお願いしたことがあります。肖像権問題などを含めながら、地域とのコミュニケーションがなければ設置ができない、本当に。ですから、そういう問題も、防犯防災は、いわゆる犯罪問題を含んだときに、やはり今大きな議論をきちっとどうしていくかということ。さらには、行政としてどうあるべきかということも御検討いただきたいと思ひます。

時間も来ました。私は残念なのは、皆さんと一緒に、やはり行政はどうあるべきかということを考えること。自分のことは自分で守るのは、今自助の精神はわかりますが、1つだけ最後にそのことを含みながら、弥富市の安心・安全なまちづくりのために御努力いただきますことを要望しまして終わります。以上です。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は1時55分とします。

~~~~~

午後1時43分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いたします。

3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、弥富市子育て支援についてお伺いしたいと思います。

子育てするなら弥富でと言われるくらい充実した子育て支援になっているかと思いますが、私も孫の面倒を見るようになって、改めて子育ての大変さを知ることになるんですが、何がそんなに大変なのかと思われる方もいらっしゃるかと思いますが、自分が子育てしていたときは、親が近くにいて随分助けてもらったという記憶があります。しかし、それぞれの家庭環境によっては、例えば御主人の転勤等で弥富に引っ越ししてきて暮らしている。頼る親も近くにいない場合、また乳児を抱えたお母さん方、マンションなんかの普及で近所のつき合いもなく、子供とだけ向き合う毎日の生活の中で、育児に悩むお母さん方が少なくないと聞きました。

そこでお聞きしたいのですが、弥富市にある9カ所の保育所では最低何歳からのお子さんを受け入れているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず、満3カ月からが弥生保育所、満6カ月からがひので保育所、その他の保育所につきましては全て満8カ月から受け入れをしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 現在、弥富市のゼロ歳児は何人ほどいますか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 平成25年4月1日現在ということによろしいでしょうか。

3番（鈴木みどり君） はい。

児童課長（渡辺秀樹君） 388人でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 388人ということで、現在、ゼロ歳児の保育の利用者は何人くらい利用していらっしゃいますか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） これも同じく平成25年4月1日現在ということではいきますと21人でございますが、9月1日ということではいきますと47人でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ゼロ歳児の現在の保育規模というのは、預けたいという状況はどうですかね。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 今のところ入所御希望の方につきましては、全て入所できている

状態でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 弥富市の子育て支援は、共働き夫婦の方が利用していらっしゃるんですね。確かに働くお母さん方には手厚い支援があると思うんですけども、まだ働いていない、子供さんが小さくて子育てに専念していらっしゃるお母さんたち、そういう方も多いと思うんですね。そういう小さな乳児と、そこにいる幼い兄弟がいる場合、保育所やまだ幼稚園にも行ってない兄弟なんかがいる場合は、子供が1歳になるまでは予防接種だとか本当に多くて、赤ちゃんを抱いて、もう1人の子を連れて、荷物を持って移動するわけなんです。本当に大変なんです。そういう1人の子が病気になれば、もう1人の子も一緒に連れて病院に行かなきゃいけないとか、育児に専念していらっしゃるお母さん方は本当に苦労しているわけなんですけど、子供もだんだん成長していきますし、目も離せなくなってくるんですけども、そういうお母さんは買い物もゆっくりできない、家事の仕事もできないでいる、自分の時間は全くとれない状態でいらっしゃるわけです。

そんな中、保育の一時預かりというのがあるんですけども、現在、もしここで弥富市のほうに乳児の一時預かりを依頼された場合、今はもしそういう場合があったときはどう対処されますか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在弥富市におきましては、保育所での一時保育を実施しておりません。したがって、一時的にお子さんをお預けになりたいという場合、こういった場合につきましてはファミリー・サポート・センターに御登録をいただきまして、そちらを御利用いただくよう推進してまいったところでございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ファミリー・サポート・センターというような施設があるんですけども、これも面接をしたりして契約して、結構預けるまでに大分時間がかかってしまうというところもあるんですけども、一時保育についてはそんな一生懸命子育てしているお母さんがいつときでも子供と離れて自分の時間を持つとかいう、自分の時間を持つというのは映画に行ったり、お友達とランチに行ったりとか、そういう余裕があるといいなと思うんですけども、今の子育てをしているお母さんたちを見ていると、本当にそういう余裕がある育児をさせてあげたいなと思うわけです。

実際子育てノイローゼになったり、それから鬱状態になってしまったり、もっと進んでしまえば子供の虐待、そういうのもなりかねないと思うんですね。実際そういう話というか例

はいっぱいあるわけなんですけれども、子育てに対して弥富は子育てするなら弥富と言われるのであれば、やはりそういうところまで気を配っていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

そして、今後、保育一時預かりについて、弥富市としてどういうふうを考えているのかを聞かせていただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） 一時保育につきましては、保護者の就労形態等により家庭における育児が困難になって、一時的に保育が必要な場合、また保護者の傷病、入院等によって緊急及び一時的に保育が必要となる場合などに保育所において一時的にお子さんをお預かりする制度でございます。

定員につきましては、今後定めていくということでございますけれども、全般的な計画としては、まず白鳥保育所を今後新築する予定でございますが、そこでまず始めさせていただきまして、その他の保育所につきましても、子ども・子育て支援事業計画を策定していく中で計画していきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 介護のほうですと、しっかりしたサービスの中で介護保険の対象外のサービスをしていこうという支えセンターが発足しようとしているんですけれども、ぜひ子育てにもそういう温かい支援をしてあげたいなと思っていますので、どうか行政のほうも今後一生懸命子育てしているお母さん方に余裕を与えてあげられるような政策をしていただきたいなと強く希望して、子育てのほうはこれで質問を終わらせていただきます。

続いてですけれども、防災ボランティア団体のネットワークについてお伺いしていきたいと思います。

9月議会は、9月というどうしても大きな災害が幾つも起こっているせいか、どうしても防災が多くなってしまいますけれども、さかのぼれば1923年に発生した関東大震災は、犠牲者は10万人とも言われています。先日、テレビを見ていましたら、関東大震災のことをやっていて、そのときの震度、今で言うと震度7の区域が阪神・淡路大震災の7倍ぐらいの規模で起こっていたという、そんなことをやっていたんですけれども、1934年の9月には室戸台風で、死者・行方不明者が3,066人、そして1959年にはここも大きな被害を受けました伊勢湾台風、たくさんの死者、約5,000人近い犠牲者を出したわけなんですけれども、大きな地震や台風は多くの犠牲者を出していきます。

弥富市にはボランティア団体というのがあるんですけれども、このボランティア団体の連携は今できているんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 防災関係のボランティア団体ということでございまして、防災ゼロの会と防災まちづくりをすすめる会というものの2つが該当するかと考えております。

直接的な連携というものは現在とれていないのが現状でございます。

議長（佐藤高次郎君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 今回、私は防災にかかわるボランティア団体にネットワークをつくって、それを自主防災会に発信していったら、例えばこのボランティア団体はこんなことをしていますよ、ここのボランティア団体はこんなことをしていますよということを自主防災会のほうに市のほうから発信していき、自主防災のほうがこういう知識を勉強してみたいとか、こういうことを聞きたいなとか、そういう学習する機会をつくって見たらどうかという提案をしたいのですが、自主防災会ですと、どうしても各区長さんを初め毎年役員さんがかわっていったらということがありますけれども、ボランティア団体というのは継続して活動を続けているところですので、またそれぞれに得意とする分野もあると思います。

市のほうから自主防災会に広報や市のホームページなどを利用して、そういう自主防災会とかそういうものに発信して見たらどうかと思いますけれども、市のほうはどうお考えでしょうか。

議長（佐藤高次郎君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 情報の発信でございますけど、市からのものというのは現段階では行っていないのが現状でございます。

ただし、例えば市が行いました防災の講演会でありますとか、防災見学会でありますとか、そういったときにはそういった団体にもお手伝い願ってございまして、参加者は当然防災会の方も入っているといった形の中で進んでおります。今後につきましては、いろんな機会を捉えて両方のコミュニケーションをとれるような形をつくっていかれたらと思っております。

議長（佐藤高次郎君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 前回、サバイバル体験というのが十四山で行われたわけなんですけれども、そのときは防災団体にかかわらず、ボーイスカウトだとか、日赤奉仕団も加えている団体がいけると指導してきたわけなんですけど、自主防災会とのネットワークを図ることによって、より共助のほうが強くなるものではないかと考えています。

おとといの一般質問で、防災の質問の中で自主防災会の研修会をやる予定だというお話でしたので、そんなときにでも各団体の紹介も交えながら、ボランティア団体と自主防災会の活動がうまく取り入れて進んでいけるように、私としては市のほうにそういうパイプ役をやっていただきたいなとお願いしたいです。

続いて、災害ボランティアコーディネーター、防災リーダー等の研修及び市民への周知に

ついてお伺いしたいんですが、防災リーダーについてはおとといの三浦議員のほうでお話しされたので、私はボランティアコーディネーターのほうでお伺いしていきたいと思いますが、災害ボランティアコーディネーターの養成講座は今までにどのくらいの方が弥富市で受講されているのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） この講習でございますが、最初は平成14年から始まっております。現段階で47名の方が受講を修了していらっしゃいます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 災害ボランティアコーディネーターとは、一体何をすることなのかと思われる方が多いんじゃないかなと思うんですね。これは1995年に起こった阪神・淡路大震災のときに、災害ボランティアを志す人々が全国から被災地のほうに集まったわけなんです。これはとてもいいことなんですけれども、実際にはかえって、とても迷惑になってしまった。どうして迷惑になってしまったかという、ボランティアに来た人はどこで何をしたいのかがわからない状態。どこに行けばいいのか、何をしたらいいのかわからない状態のまま来てしまったので、それが役場なんかそういう人たちが殺到したわけなんです。肝心な役場は行政機能が麻痺してしまったという事態が起きてしまったのです。

また、災害で家が壊れて、業者に頼みたくても頼めない、来てもらえない。当てにできる家族もいない。誰かに手伝ってもらいたくてもどこにそんな人がいるのかわからない。そういう助けてもらいたい人と、助ける人のそんな双方のニーズに対応する機能として生まれたのが災害ボランティアコーディネーターと学びました。

阪神・淡路大震災のときは、このボランティアコーディネーターの必要性を感じた人が実際ボランティアとして自発的に行政に先駆けて被災地のニーズを整理し、ボランティアにそれらを紹介するという拠点として災害ボランティアセンターを設けたわけなんです。このときの実績を見た行政がこの機能の重要性を認識して、その後、各自治体が整備する防災計画にボランティアのことが記されたということです。

災害が起きた場合、この弥富市でも災害ボランティア支援センターが設置されると思いますが、弥富市の場合、どこに誰が設置するのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 設置場所の件でございますが、総合福祉センターが設置場所ということになっております。

それから、誰が設置するかということでございますけれども、大原則論から言いますとボランティアコーディネーターの集まった中でリーダーを決めてやるというのが講習等で聞くものでございますけど、現実的には社会福祉協議会が主な動きをする形になるかと思えます。

また、市といたしましては、その調整とか災害対策本部との関係もございまして、福祉課長のほうが担当になるというふうになっております。

議長（佐藤高君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 高齢化が進む中、ひとり住まいのお年寄りも多くなってきています。ボランティアの人々の力なくしては復興はできないと思います。そのかけ橋の所在を市民の方に伝えていかなければいけないと思うんです。災害ボランティア支援センターはどこに設置され、何をするとするのかなのかをしっかりと市民の方にアピールしておかなければ、せっかくの機能が果たせない、そんなふうになってもいけませんので、今からそういうことを市民の方に周知していただくことをしていかなければならないと思います。

ボランティアコーディネーターの研修を受けた人が47人。実際私もその中の1人なんですけれども、どうしても繰り返していかないと、これは忘れてしまうんですね、記憶の中に。47人もこういう講習を受けたので、皆さん同じようなことを勉強していると思いますが、この支援センターをつくるのも本来ならこの47人でつくっていくのが本来だと思いますけれども、なかなか勉強していくことに、1回やってしまうともうそれきりということになってしまってもいけないので、コーディネーターの育成も大切だと思うんですね。市としてボランティアコーディネーターの働きかけをどのように働きかけていくのか、また市民の方にボランティア支援センターの設置をどのように知らせていくのかを聞かせていただきたいと思います。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 災害ボランティアコーディネーターにつきましては、今議員がおっしゃられたような役割になっております。

フォローアップというのは必ず必要なことになってまいりまして、これは県も行ってありますし、それから海部地区でもやっております。そういったものの御案内は差し上げる形になっております。県で受講された方につきましては、県からという形になるかと思っておりますけれども、そういった機会を捉えていただきましてフォローアップしていきたいと。また、毎年6月に海部地方の総合防災訓練がございまして、このときにはボランティアの支援本部の立ち上げ訓練がございまして、その段階の事前訓練というのがございまして、そういったところに参加していただくのも非常に有効なことかなというふうに思っております。

それで、災害ボランティアの活動につきましては、救助を行うものではないというのが大原則です。災害が起こった後の救助活動というものではないということですね。ですから、ボランティアが安全に活動できるということがまず確保できた段階で派遣していくといった形になります。ですから、ほとんどの場合、災害ボランティアセンターの開設につきましては、おおむね発災後3日ほどかかるというのが通常かと思っております。中にはもう少し早い、

1日2日目ぐらいではなっていますけれども、そういったものでございます。

それから、開設についてですけれども、これの案内や業務内容については開設することが決定した段階でチラシ等で配布するといったことが原則になっております。ですから、こんな要望がありませんかというふうなことを各地区にそれを配るといった形。来ていただくボランティアの方につきましては、ホームページ等で開設しましたという案内をさせていただく形になると思いますけれども、事前にお知らせするのがよりよいことかもわかりませんが、実際に発災して開設した段階では皆さんにお知らせするといった状況になっております。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 災害が起きて、すぐには設置されない。安全が確保できて、そういうボランティア支援センターができたときにいろいろと皆さんのほうからのニーズに応えていくわけなんですけれども、災害が起きてホームページだとかそういうのは恐らく無理じゃないかなと思うんですね。ライフラインがしっかりして電気が通ればパソコンだとか、災害対策支援センターができるときはかなり混乱している状況の中で立ち上げることになると思いますので、日ごろからボランティア支援センターというものの役割、そしてどういうことをするとかというのを市民の皆さんに日ごろからそういうことを、そういう防災の訓練のときだとか、そういうときにお知らせすることで、市民の方もそういうことが周知していけるのではないかなと思いますので、しょっちゅうというわけにいかないんですけれども、そういう防災の訓練のときにでもそういうことをお知らせすることが大切じゃないかなと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤高清君） 次に早川公二議員、お願いします。

6番（早川公二君） 6番 早川公二です。

通告に従いまして、質問していきたいと思います。

今回は土地利用についてであります。

第1次総合計画第3編第1章に、土地は住民生活や産業活動等の共通の基盤であり、限られた貴重な資源です。このため、まちの発展のためには土地を高度かつ有効に利用していく必要がありますと書かれておりますが、有効に活用されていないのではないかと、そう思う場所があります。

そう思う場所というのは、私が思うところは2カ所あり、十四山総合福祉センターの南側、そして鳥ヶ地処分場の2カ所であります。

まず、十四山総合福祉センターの南側、ゲートボール場がございしますが、私近所なものですから結構通るんですけれども、いつ通ってもゲートボールをしているのを見かけたことがないですし、その周辺の芝地も使用されていないと思うのですが、使用目的、使用状況をお

伺いたいします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは最初に、まず十四山総合福祉センターの施設の概要について少し触れていきたいと思いますが、十四山総合福祉センターにつきましては、御存じのとおり老人福祉センターとかデイサービスセンター、高齢者生きがいセンター、障害者生きがいセンターの4つの施設がございまして、ここの敷地面積は1万4,028平方メートルとなっております。

そこで、御質問のゲートボール場の使用の状況でございますが、議員おっしゃられますように施設の南側にゲートボール場がコート2面ございます。面積は約900平方メートルございまして、議員おっしゃるとおり、平成21年度以降利用者の方はございません。

次に、ゲートボール場の周辺の使用目的でございますが、当時でございますが、旧十四山村の計画では、ここに児童館の建設計画があったというふうに聞いております。現在は合併しておりますので、当時の十四山の保健センターを今ですと東部児童館と東部子育て支援センターに改築して御利用していただいております。

現在のゲートボール場の周辺の使用状況でございますが、面積は約3,500平方メートルございます。ここを健康フェスティバル、それから芝桜まつり、海部地区の中学校の駅伝大会の臨時駐車場として利用をいただいております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 駐車場として使用しているということでありましたが、いずれも本市の大事な行事であり、駐車場として大きな役割を持った敷地であることというのは理解しますが、1年間に10日あるかないかぐらいの使用頻度ではないのかなと、そう考えます。

そこで、駐車場として使用しないときに使用でき、駐車場で使用するときは駐車場として使用ができる有効な活用をしなければいけないと思います。

そこで、すぐ近くにマスタープランにも書いてあります緑の交流拠点として位置づけられておる三ツ又池公園があります。緑の交流拠点とは市民や来訪者が水と緑を体感する憩いの空間であります。交流の拠点であります。そんなすばらしい三ツ又池公園と一体感のある有効な方法として、デイキャンプ場にしてはどうかと考えております。デイキャンプとは、青空のもと自然の中で家族、友人等と日帰りでキャンプをすることです。そして、何と言ってもデイキャンプのだいご味はバーベキューではないでしょうか。バーベキューの魅力といえば、自然を満喫し開放感たっぷり、外で食べると2倍おいしい、みんなでわいわいする、家族ですれば家族団らん、家族のきずなが深まること違いなし。友人たち、世代を超えた交流、地域の交流といろんな魅力があります。民間の調べでは、日本のバーベキュー人口はおよそ4,000万人とも言われております。自分も家族、友人らと年に数回はしますし、本

市においてもかなりの方がバーベキューをしているのではないかと考えます。

しかし、本市にはデイキャンプ場もバーベキューができる公園もないんです。自分も以前多くの友人たちとバーベキューをしようと計画したのですが、市内にするとところはなく、市外でしようと計画しましたら、遠くに行ってまでしたくないという意見もあり、結局自宅に限られた人数でしました。その際、地元で近くに青空のもと、自然の中で皆と交流ができる憩いの空間、バーベキューのできるデイキャンプ場があればいいのに何でないのかと自分も含め皆の思いでありました。市内に、地元でデイキャンプ場があればと強く考えるようになっていきました。そして、以前から当地の有効な活用はできないのかとの思いと一致したわけであります。

デイキャンプ場なら、現状のまま使用ができ、駐車場として使用しないときに使用でき、駐車場として使用する際は駐車場として利用ができるということであります。現状、このような状態になっておるんですね。デイキャンプをする際、こうやって自分たちで持ってくる。デイキャンプが終わったら現状になると。これがゲートボール場のほうですが、これも一緒ですけど。現状で、デイキャンプをやって、終わったらこういうふうということで、現状のまま活用ができる。

そして、三ツ又池のすぐ近く、自然の中で青空のもと、緑の交流拠点との一体感のある有効な活用、市民、市外の方にも改めて三ツ又池のすばらしさを知っていただく。友人たち、世代を超えた交流、地域の交流とさまざまなメリットが見込まれると考えますが、市側のお考えをお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 十四山総合福祉センターの南側で、実際に使っているのは臨時駐車場で、年数日しか使っていないのが現状で、デイキャンプ場にしたらどうかという御質問でございます。

議員おっしゃるとおり、三ツ又池公園に隣接しておりまして、多くの方に利用していただくことができ、また遊休地の有効活用ということで大変よいアイデアではないかというふうに思っております。したがって、来年度の開設に向けまして、どなたでも御利用いただけるような形で進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 非常に前向きな答弁で、来年度に向け条件整備をするということで、一日でも早く条件整備をしていただいで、デイキャンプができるようになったら一番でデイキャンプをして、家族でバーベキューをしたいと思っております。

次に、鳥ヶ地処分場ですが、いつも通るたび、ここもうちの近所なんですけど、通るたびに何に使用されておるのか。いつ通っても雑草、そんな状況であります。今後の有効な利用

はされるのか。約4,600平米もの敷地をこのままでいいのかと、いつも考えております。現在の使用状況、今後の使用計画はあるのでしょうか。お伺いいたします。

議長（佐藤高君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 鳥ヶ地の処分場の現状はどうなっているかということですが、鳥ヶ地の処分場は4,629平方メートルございます。これは昭和56年度の埋め立て開始から平成15年度の埋め立て完了まで、当時の十四山村の一般廃棄物の最終処分場として使用をしておりました。その後、平成21年6月に最終処分場の廃止の届け出を県に出して、現在に至っております。

議員お尋ねの現況ということですが、現在は更地になっております。そして、市内の散乱ごみの回収を現在シルバー人材センターの方に委託しております。当時そこにございました管理小屋というのがございまして、そこにシルバー人材センターが散乱ごみを集めたごみを一時仮置き場として使用をしているだけでございます。現状としては、余り利用していないということでございます。

今後の計画があるかという御質問ではございますが、ここは一般廃棄物の最終処分場の跡地ということもございまして、現在のところは利用の計画はございません。以上でございます。

議長（佐藤高君） 早川議員。

6番（早川公二君） 使用計画はない、今は使用しておるのか使用しておらんのか、ちょっとわからんような状況ではあります。公園にしたらどうかと思うんです。確かに三ツ又池の近くということもあるんですが、今のままじゃなくて砂を、どれだけかわからないですよ、10センチか20センチ敷き詰めて、別に遊具がない状態でもいいと思うんです。自由に遊べるような公園にしたらどうか。そしてまた、できることなら雑草の対策として舗装等をしてもらえると、自転車の練習をしたりとか、自由に使用ができるのではないのかなと思っております。そこら辺はどうですか。

議長（佐藤高君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 先ほども申し上げましたが、この鳥ヶ地処分場につきましては、十四山村の一般廃棄物の最終処分場ということで、それを廃止いたしまして、その跡地を現在は愛知県が指定しております。一般廃棄物最終処分場の跡地として県が指定をしており、利用に際しましては一定の制限が設けられている区域でございます。

利用に際しましては、事業内容とか利用目的によりまして、当然愛知県に届け出が必要であり、さらに埋設されたごみに対して影響を及ぼすようであれば、影響を及ぼさない対策を講じる必要が生じてまいります。例えば公園として整備する場合においても、当然遊具、あずま屋とか便所をつくるだけでも事前に県と協議をいたしまして、埋設されたごみに影響が

ないようにしなければなりません。また、単に上に盛り土を行う行為でございまして、同様に埋設されたごみに影響を及ぼさないような構造にしなければなりません。したがって、近隣に三ツ又池公園とか、海南こどもの国もございますので、グラウンド、公園に整備することは今のところ考えておりません。

また、舗装したらどうかということでございますが、先ほど言いましたように大体4,629平方メートルございまして、15センチの路盤と5センチのアスファルトを舗装するだけでも平米3,600円ぐらいかかりますので、約1,660万ほど舗装だけでかかってしまいますので、舗装して何をするかということも当然検討しなければいけませんので、今のところ、そういうことも考えておりません。以上でございます。

議長（佐藤高君） 早川議員。

6番（早川公二君） 公園もだめ、これもだめ、あれもだめ。じゃあどういふふうにあの土地を活用していくのかなと思います。何にせよ有効な活用を一日でも早く見出していただくことを要望いたしまして、これで終了します。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） ここで暫時休憩します。再開を2時45分とします。

~~~~~

午後2時36分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

10番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。10番の堀岡でございます。

私は、通告に従いまして質問をさせていただきます。質問は地域包括ケアシステムについて、以下数点のお伺いをしてまいります。前説が長いので、我慢して聞いていただきたいと思います。

平成24年版高齢社会白書によれば、平成23年10月1日現在の我が国の人口は1億2,780万人、65歳以上の高齢者人口は過去最高の2,975万人、高齢化率は23.3%と国民の4人に1人が高齢者という高齢社会を迎えております。今後もいわゆる団塊の世代が65歳以上になる平成27年、2015年には3,395万人となり、高齢化率は26.8%になるなど、速いスピードで高齢者人口が増加をしていくこととなります。

一方で、少子化の進行はもとより、地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中において、65歳以上の高齢者のいる世帯はふえ続けていて、平成22年、2010年現在2,071万世帯あり、日本全世帯の4,864万世帯の42.6%を示しております。

一方、3世代世帯は減少傾向である一方、単独世帯、親と未婚の子のみの世帯は増加傾向

であり、平成22年現在、単独世帯が24.2%、夫婦のみの世帯29.9%と合わせると半数を超えております。家族介護者は嫁というのではなく、息子、娘の時代という傾向が明らかになってきております。逆に3世代世帯は平成7年、1995年には33.3%でありました。平成22年、2010年では16.2%となっております。高齢者の3分の1は3世代世帯の中におりましたが、今は半減をしているということであります。まさに夫の親は夫の身内で、妻の親は妻の身内という介護のルールが定着しつつあり、サラリーマンのふえた移動社会では2組4人の親の近隣に1組の子夫婦、親が一斉に倒れる同時多発介護、長期連続介護は今や身近な現実であります。

子供のいない人はいても、親のいない人はおりません。誰もが人生の中に介護を組み込まなければならない大介護社会の到来であります。高齢者福祉は、高齢者が長年にわたって社会の進展に寄与してきた方々であるとともに、豊富な知識と経験を有していることから敬愛をされ、生きがいを持って、健康で安心した生活を送ることができるよう社会全体で支えていくことを目的に老人福祉法に基づいて発展をしてきたものであります。

現在、高齢者に対するホームヘルプサービスや福祉施設の利用など、具体的なサービスの多くは平成12年に導入をされました介護保険制度のもとで実施をされてきて、国民生活の定着が進み、利用者数も増加の一途をたどっておりますが、その一方で、介護保険制度の持続可能性の向上や将来の認知症高齢者の増加への対応などさまざまな課題があり、平成17年から18年にかけてはこうした課題への対応として、予防を重視するサービスの拡充や、認知症高齢者に対するサービスの充実などを内容とする制度の見直しが順次進められてまいりました。

そうした中、弥富市では平成23年3月に健やかで優しい弥富を基本理念とした第5期介護保険事業計画を策定いたしました。この計画では、高齢者ニーズに応じた医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスを適切に組み合わせて提供をすることで、高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるまちを目指した地域包括ケア体制の整備を基本施策として掲げております。

さて、ことしはかなり猛暑の夏になるとは予想されておりましたが、甲府市や四万十市での40度を超える記録更新は、まさに日本は亜熱帯に属するのではないかと思知らされるほどの大変な猛暑が続きました。滴り落ちるような熱風列島で悲惨な事件が続いたのであります。8月12日、東京港区の民家で発見をされた脱水症の87歳の父親と熱中症で死亡された78歳の母親、そしてその2階には89歳の父親の兄が腐敗をした状態で発見をされたという事件、母親が認知症の父親と足の不自由な父親の兄の世話をしていたという老老介護の悲惨さが浮き彫りになりました。また、ことしの2月、奈良県大和郡山市の市営住宅で96歳の夫が寝たきりの91歳の妻の首を絞めて殺害をした事件も記憶に新しいのではないのでしょうか。妻が施

設に入所することを拒み、夫が自宅で介護を続けてきました。しかし、100歳を間近に控えて自身の体力も限界になり、妻との行く末を悲観して一緒に死のうと犯行に及んだといえます。このような悲惨な結末を迎える事件は後を絶ちません。

このような悲惨な事件が未然に防止できるように2012年4月から第5期介護保険事業が実施をされているはずであります。その柱となるのは住みなれた地域で介護や医療、生活支援などを受けることができる地域包括ケアシステムの確立であります。主に在宅の要介護高齢者が24時間365日を通し、30分以内に駆けつけられる日常生活圏域での介護、医療、生活支援などの各種サービスを受けることができるようにするのが地域包括ケアシステムの狙いであり、高齢者の生活を地域で支えるシステムであります。そのために、必ずしも介護保険の保険給付だけでは十分ではないことから、まず高齢者のニーズに応じ、1つ目に住宅が提供されることを基本とした上で、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、2つ目に独居や夫婦2人暮らしの高齢者世帯、あるいは認知症の方がいる世帯に対する緊急通報システム、見回り、配食等の介護保険の給付対象でないサービス、3つ目に介護保険サービス、4つ目に予防サービス、5つ目に在宅の生活の質を確保する上で必要不可欠な医療保険サービス等、以上の5つを包括的に提供していくという考え方が示されております。これにより高齢者が住みなれた地域で医療や介護を受けながら、安心して暮らしを続けることができる体制の構築を目指しております。

そこで以下、弥富市の地域包括ケアの取り組みについて伺ってまいります。

まず初めに、地域包括支援センターの現状と課題、ケアマネジャーが担う医療と介護のコーディネート等その取り組みについて、市にお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、堀岡議員の御質問にお答えいたします。

地域包括支援センターは介護保険法に規定された機関でありまして、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業を地域において一括的に実施する役割を担う中核的機関として設置されているものと規定されております。弥富市はこの機関を海南病院に委託しております。

業務は、介護予防ケアマネジメント業務を初めとする包括的支援事業、2つ目に地域ケア会議を初めとする多職種協働による地域包括的ネットワークの構築、それから3つ目に指定介護予防支援事業、4つ目にその他介護予防事業のうち、2次予防事業対象者の把握に関する事業や介護予防に関する普及の啓発などを行う事業を持っております。

平成24年度の実績でございますが、介護保険利用援助を中心とした総合相談支援事業では、

延べ1,012件、権利擁護業務では延べ98件、介護予防ケアマネジメント業務では、延べ3,466件となっています。弥富市では包括支援センター事業を海南病院に委託しているため、包括支援センターのケアマネジャーさんは入院患者の生活の悩みや、退院を控えての在宅生活の相談などを通じて、在宅での介護保険の適切な利用を相談することなど、患者さんには心の支えとなっていると思います。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 市としては海南病院に委託をされておられるわけですがけれども、実務業務に関しては委託先の海南病院さんにその責任と言ったらあれですがけれども、実務的なものもあると。

ただ、でも市民に対しての地域包括という意味でのサービス事業の展開というのは、市にあるわけですよね。よく問題にされますのが、私どもが通常の議員活動の中で、いろんな御質問をお受けするわけですがけれども、病院を通して介護が必要になったという方はそのまま地域包括支援センターが海南病院にあるわけですから、すごいスムーズに進んでいくわけですがけれども、例えば在宅で急に倒れられたとか、違う病院に行かれた方であるとか、そういった方がすぐさま介護のほうの相談ができるようなシステムというのが大事じゃないかと。

違う地域でのアンケートがあるんですけども、22年度介護保険に関するアンケート調査というのがございまして、地域包括支援センターの認知度というのがありまして、知らないというのが51.9%と半分以上知らないわけですね。聞いたことはあるがどのようなところかは知らないというのが21.7%。ですから、市民の方の世帯というか人口で言いますと7割ぐらいの方が実は御存じない。それに直接かかわる方に関しては、よく知っているというのが14.6%、これが弥富市にそのまま当てはまるかどうか定かではないと言いましても、少なくとも私ども個人で議員の活動の中で御相談を受ける中で、包括センターがあるんですよ、そういうことを相談されるといいんじゃないですかというようなことを言ったことは幾度となくございまして、問題はまず周知ですね。こういった介護のことについては地域包括支援センターがありますよということの周知と、またもう1つは生活圏域でいわゆる中学校区に1カ所あるというのが理想だということを言われているんですけども、この辺のことは弥富市では、例えば違う場所に窓口としてあるとか、海南病院の中に1カ所というわけじゃないんですよ。その辺をちょっとお伺いしたいんですけど、周知のこととあわせてお願いをいたします。

議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、先ほどお答えしましたように、地域包括支援センターは海南病院に委託しております。地域包括支援センターとしては弥富市に1カ所です。職員は臨時職員を含め8人体制となっていますが、この包括支援センターは、

ランチ方式、枝分かれというんですけど、ランチ方式の窓口として総合福祉センター内の社会福祉協議会なでしこ指定居宅介護支援事業所と、十四山総合福祉センター内の十四山居宅支援事業所に包括支援センターとしての相談窓口を設けております。ランチ方式ですけども、枝分かれという意味ですけどね。市民の方の窓口としては、実質は3カ所になります。

周知に関しては、ことし2月の広報で周知しておりますし、弥富市のホームページにも掲載しております。しかしながら、議員の言われるように、まだまだ包括支援センターの名前、その受け持つ業務など、多くの市民が知らない状態にあると私も考えております。

今後の周知の方法に対しては、多くの市民の方々が集まる集会、例えば福寿会とか女性の会とかPTAとかというような市民の方が多く集まる集会などを利用して、身近なところで周知をする必要があるかと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） これから社会全体で抱えていかなければならないという問題でございますので、市民としては当然何かあったときに御相談できる、すぐ行けるように周知を徹底していただきたい。

おとといの初日の議会でも弥富市の情報発信というところで、横井議員と平野議員が御質問されていまして、ちょっと苦言を呈したいと思うんですけども、当日夕方ぐらいに弥富市にも暴風警報が出ました。本来、去年の9月からツイッターというのを始めていただいています、アカウントでね。防災で役立つようにということで一応うたっていますよね。アカウントの紹介のところにね。それが結局生かされてない部分というのがあると思います。もちろん広報がどれだけの人に見られているのかというのわかりません。これもアンケートをとればわかることかもしれませんが、あらゆる手だてを使って市民に伝えていくというもの、常に発信をしていないと見る人も当てにしなくなっちゃうんですよね。ですので、ぜひ有効活用、僕はツイッターばかりが主ではないと思いますよ。ただ、でも市としての何か情報を発信するという点に関しては、ありとあらゆるものを使って情報を発信する。

ちょっと余談ですけども、岐阜県に関市というところがございます。ここは各課にツイッターで言うならば公式のアカウントを持っていらっしゃる。各課で何か1つ情報を発信する。弥富市のホームページで言えばお知らせの項であるとか、募集の項とかありますよね。あれが関係する課が、もちろん市としてはお知らせとして流すんですけども、各課が情報を発信する。そういうことも考えていかなきゃならないんじゃないかなと。各課の情報を発信しているという上での責任も自覚もつくと思いますので、ぜひこれは、通告しておりますので要望しておきます。

続いて、質問を続けさせていただきたいと思います。次の質問に移ります。

24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護看護サービスが今後の地域包括ケアシステムの中核の部分を担当する仕組みとして期待をされております。要介護高齢者の方が病気になり、病院に入院しても病状が回復をすると、次は入所する介護施設を探さなくてはならないといったケースも目立ちまして、高齢者や家族の負担は大きくなります。また、特別養護老人ホームの入所待ちは現在全国で42万人に上っており、多くの方が在宅で介護を受けざるを得ないのが実情であります。弥富市にも何十人かいらっしゃると思います。巡回による訪問介護、看護における問題点の認識と弥富市の今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高次郎） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 24時間対応の定期巡回随時対応の訪問介護、それから看護サービスでございますが、平成24年度から国の第5期介護保険事業計画で位置づけられました。

このサービスは、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスでございます。

この事業の実施は、本年3月末の現在でございますが、3月末現在で全国で150の保険者、292の事業所が行っております。愛知県では8保険者、15事業所が実施しております。国ではまだまだこの事業の参入が少ないということで、普及促進を呼びかけております。民間調査の結果ですが、未参入の事業者のその理由として、夜間・深夜の対応は日中と比べ対応件数が少なく、利用者からのコールも少ないということで、多くが採算性を上げております。小さな市町村でこの事業の事業所参入を図るのは、なかなか難しい問題であろうかと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 課長、現時点では難しいということですね。

今の現段階で弥富市で在宅介護をされている方で、そういう要望をお聞きしたという実情はないですか。

議長（佐藤高次郎） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） いろんな御要望というのは、私どもの介護保険の担当課のほうには入ってはまいりません。

しかしながら、やはり潜在的な御要望というのは、ケアマネジャーさん方がいろいろな情報の中で、やはり夜というのはおむつがえといったものは対象外というか、出てこられませんで、私自身も親の介護をしたときに、やはり夜というのは一つの問題でありましたので、そういう要望はあろうかと思います。

議長（佐藤高次郎） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 実際、事業所にないと、やる場所がないと市としてもなかなかできないという部分がありますので、今後、団塊の世代が順次高齢者の仲間入りをしていく。後には私どもも近い将来、そうになっていくわけですけれども、問題なのは市がいかに実態を常々把握していくことじゃないかな、そのように思います。必要な時期が来たら、確かに事業所のほうも人材の確保であるとか、そういったことが重要になってまいります。

有識者の会議では、ある意味要介護3以上の中・重度者が15人以上利用者としてないと、採算性はとれないだろうと。これは現実の話ですので、介護する人の給料も払えないんじゃない、ますますそれはバランスのいい事業とは言えない。大事なことは先ほども言いました自治体の取り組みとしては、事業の内容をしっかりと周知をしていただいて、経験をされた課長がいらっしゃるんであれば間違いのないと思いますけれども、常々の実態を把握していくことが大切かなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

認知症予防と早期発見についてであります。6月議会では三浦議員も御質問されたものとダブるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

介護を必要とする認知症の高齢者が急増をする中、全国に先駆けて認知症の早期発見、早期対応に向けて訪問支援に力を入れている福井県若狭町の取り組みが注目を集めております。病院と地域包括支援センターによる連携で、認知症に関する地域理解や予防に努めておられます。ここでその取り組みを一部御紹介したいと思います、記事を読みますので、敬称がなくなりますので御了承ください。

訪問支援で早期発見、出前講座で住民理解も。11年で入院患者が2割減という題名であります。きょうが何日か分からなくなることはありますか。もう年だから、時々忘れるね。福井県若狭町に住む75歳の男性は、看護師の問いかけに笑顔で応じていた。これは認知症早期発見のための訪問調査の一場面であります。同町の地域包括支援センターは、隣町の敦賀市にある認知症疾患医療センターと協力をし、認知症に関する早期支援体制を構築している。訪問支援は65歳以上を対象として、看護師が専用のチェックシートをもとに記憶力や食生活などを調べ、高齢者の健康状態を確認している。同センターの高島久美子さんは、これは看護師の方ですけれども、認知症の疑いのある人には、家族に調査結果や気づいた点を説明し、受診を促している。早い段階で診察を受ければ、認知症の進行をおくらせることができると話す。また、訪問支援を受ける側にとっても、自分でも気づかないうちに認知症になっているかもしれないから安心できる、ありがたい取り組みだと好評であります。さらに同居する家族に対しては、認知症の対処法をアドバイスしている。高島さんは身内が認知症を発症しても、けんかなどせず、家族間で良好な関係性を保つことが症状の安定につながると指摘をする。

一方、地域の理解を広げる取り組みとして、同町は集落ごとに行う出前講座やコミュニティづくりも進めている。健常者より軽度認知障害MCIの人が認知症になる確率が10倍も高い。だからこそ、MCIの段階で対応することが大切と強調をする。以上が記事の内容であります。

認知症という言葉自体は、病名ではなく、特有の症状を示す状態を総称する言い方であります。認知症を引き起こす病気は細かく分類をすればたくさんございますが、圧倒的に多いのは、アルツハイマー病と脳血管障害の2つであります。もともと日本では脳血管性認知症のほうが多かったようですが、最近はアルツハイマー型認知症が半数以上を占めるようになったとされております。調査では、おかしいと気づいてから医療機関に相談するまでに約7割の家族が2年以上かかっているとも報告をされております。認知症に関する地域理解や予防について、弥富市としての取り組みを伺いたいと思います。

議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 弥富市では認知症及び認知機能が低下している方、自立度2以上の方ですが、平成23年度に海部南部広域事務組合の審査した介護認定申請書に添付される医師の意見書に記載された調べではございますが、23年度末で認知症の方というのは626名となっております。

認知症に関する国の取り組みは6月議会で三浦議員にお答えしましたが、平成24年9月に認知症対策の推進5カ年計画（オレンジプラン）を平成25年から29年度までの計画として公表いたしました。弥富市では国の示したオレンジプランで認知症サポーターでございますが、24年11月では841名、キャラバンメイトは現在10名見えます。その方々はこういったオレンジリングというものを持っております。また、地域包括支援センターの事業で認知症サポーター養成事業を24年度は2回実施しています。年輪の集いであったり、企業であったりということでございます。

さらに今年度6月の認知症状の諸事例検討会、参加者は医師9名、薬剤師9名、行政4名、ケアマネジャー26名、地域包括支援センター7名、海南病院3名、計58名ということで検討会を実施し、今後もこのような検討会というものに取り組んでいこうかと考えております。

認知症あるいは軽度の認知症と判断された方は、まず自分自身の状態に非常に不安を覚えるといいます。そういった方々を、医療、介護、地域が一緒になったこの方々を支える受け皿をしっかりと確立することが急務と考えております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 課長のおっしゃるとおりだと思います。また、国の施策でもあるオレンジプラン、またキャラバンメイト等でそういうところに自身がしっかり知識を得よう、早期発見に努めていこうという一つの試みというのは、地域のために貢献をしていこう。ま

た、先ほどの防災のことで言えばコーディネーターであったり、防災リーダーであったりすると思う。

要は、地域社会がこういう問題も社会問題なんだと、知っていて当たり前なんだというところまで認知をしっかりとっておかないと、その中で特に一番なるのが嫌なのは、その御本人だと思いますし、御家族もつらくなってしまいます。早期発見が治療につながるのであれば、受け皿をしっかりといただくことと同時に、しっかりどういうものなのかというところを早期発見できるような、常にアンテナを張っておくことが大事なんじゃないかなということで、認知症の地域理解と予防の啓発に役立つツールを御紹介したい。御提案をしたいと思います。これは大変失敗をいたしまして、私皆さんにお配りする資料を自宅に忘れてきてしまいました、大変申しわけないんですが、言葉だけでお話をさせていただきます。

きょうは健康推進課長もいらっしゃいますんでよく御存じかと思いますが、3月議会で提案をいたしました鬱の予防のために簡易的な自己診断ができる「こころの体温計」というのを御紹介させていただきました。これはさまざまな設問に応じて答えていただくと、心の状態というのが金魚鉢、割れた金魚鉢、水が濁っていたり、金魚がけがをしていたり、そういうので状態がはかることができる。はかった上で、例えばちょっと相談したほうがいいですよとか、疲れていますねとか、そういう自己診断ができるようなやつを早くやっていただきたいんですけど、まだ推進課長のほうから何の音沙汰もないんですけども、また市長、よろしく願いいたします。

それと同じバージョンで「これって認知症？」というのが実はあります。これは佐野課長、やっていただいたと思いますけど、ちょっと危険な数値が出たと言って恐れていらっしゃいます。要は、最近御家族の方でも、また御本人でもいいんですけども、心配があればすぐ病院に通ってほしいというのが一番そうですけど、最近物忘れが激しいとか、同じことを何回も言うとか、自分は言っているつもりはなくても家族に聞いたら3回も聞いたとか、そういう話が僕でもあるんですけども、実際は。これは年齢関係なしにやはりあるそうです。ですから、そういうことを気軽にはかれるツールとして「これって認知症？」というツールをぜひとも健康推進課長もいらっしゃるので、こころの体温計とあわせても結構ですので、地域理解と予防の啓発のためにぜひとも御提案をしたいと思います。認知症は早期発見、早期治療が大切であります。原因によっては治る認知症もございます。症状の進行をおくらせることもできます。そして、何よりも御本人や御家族に余裕が生まれます。弥富市としての見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 危険な数字が出たということです。

認知症は決して自分や家族に関係のない病気ではないということ。それから、認知症の有

症率が厚生労働省の調べでは65歳以上では15%となっておりますが、85歳以上を見ますと40%を超えているとしています。平均寿命が男性79.94歳、女性で86.41歳を考えれば、認知症という病気の知識は必要と考えております。したがって、認知症の早期発見につながる知識の啓発などは市として大事なことだと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜） 大事なことだということなもので、検討していただけるということで、課長、よろしいのでしょうか。

私は思うんですけれども、私もことしで49になるんですけれども、あと11年もすれば60になって、20年もすれば70になるわけですね。でも、自分って結構まだ二十とか30ぐらいの気持ちでおったりもするわけですよ。私が地元でおつき合いをする方も60半ばであったり、70であったりする。気心が知れてきますと年がわからなくなってくるぐらいざくばらんになってくるわけなんですけれども、でも年をとれば足腰が弱くなっていくのは当然でして、気がつけば先ほども言ったように何回も同じことを言ってみたり、持ってきてへんのに持ってきたのに忘れたと言ったり、そういうことがままた出てくるわけです。そういうことに早く気づくことが認知症の予防にもつながりますし、できれば生涯ならず家族のもとでみとられるというような人生を送りたいと、僕自身はそう思っているわけなんですけれども、そのためには食生活であるとか、日ごろから気をつけるという統括する本人御自身と御家族とケアしていく必要がございます。こういう啓発のために、ぜひ「これって認知症？」と、これがなければいけないというわけじゃないんですけれども、ぜひ一遍皆さんやっていただいて、これはいいなと、いいなということはないでしょうけど、多分不安になることのほうが多いと思うんですけれど、ぜひ体験をしていただきまして検討していただきたい。費用としては、初期導入が30万弱でしたかね。年間の維持費用というのが3万円弱だということでした。ちょっと前にやっておけば県の補助事業でできたんですけれども、今はちょっとできませんので、市長、またよろしくお願いします。このことでは答弁を求めません。

次の質問に移ります。

地域包括ケアシステムは地域のさまざまな人が参加をしたまちづくりという側面があり、地域の力量が問われるとの指摘もございます。8月上旬に発表された社会保障国民会議報告書では、介護保険の利用者が想定を上回るペースでふえ続け、財政を圧迫している問題に対応し、要支援向けのサービスを介護保険から市町村が独自に手がける事業に移すことが示されております。要支援は介護が必要な度合いに応じた7段階の認定のうち、比較的軽い2つの区分で介護が必要と認定をされた533万人のうち140万人が該当をいたします。サービス内容は、掃除や買い物など身の回りの世話が中心で、提案はこのサービスを介護保険から切り離し、市町村が受け皿となって地元のNPOやボランティアも活用してコストを抑えるやり

方を想定しております。

現在の日本は、明るさが見え出したとはいえ、長引く景気の低迷と少子・高齢化、人口減少社会の中で、地域での課題解決が個人の生活の安心・安全に大きく影響するようになってきております。地域の取り組みが進まなければ、どこの地域も厳しい状況に直面することは避けられません。防災しかり、防犯しかり、自助、共助、公助を幅広い視点で見れば、さまざまな課題の解決には人と人とのつながりが最も大切であります。冒頭にも紹介しました悲しい事例のほかに、深刻な社会問題となっている高齢者への虐待があります。暴力行為による身体的虐待のほか、年金などを勝手に使う経済的虐待、無視や暴言といった心理的虐待、さらに日常の介護や世話の放棄、さらには死亡した親の放置事件など、その形態はさまざまであります。こうした問題の解決に向けて、2006年4月から高齢者虐待防止法が施行をされております。しかし、そうした問題の背景には、結婚していない娘、結婚ができない息子が親を介護しなければならない実態があり、娘や息子が定職を持たず、経済的にも追い込まれている現実があります。特に高齢者に対する虐待の加害者は、男性が7割近くで、息子が4割以上であります。男性が介護という営みに弱く、虐待の危険に近いことを物語っております。男性介護者には相談できる相手や環境など、一層の配慮が必要であります。こういう部分でも周知の徹底が必要だということが言えます。高齢社会は介護者が幸せでなかったら、要介護者も幸せにはなれません。そのためにはワーク・ライフ・ケア・バランスが必要であります。大介護時代は人間の命を支える総力戦が必要です。そのキーワードは地域であります。地域による支援は無縁社会を有縁にする希望の星なのであります。

最後の質問でございますが、地域包括ケアシステムには医療や介護など専門家以外にも地域などからの幅広い支援が欠かせません。地域力、住民力を生かした取り組みについて、お伺いをいたします。

弥富市では地域力を生かした取り組みとして、弥富市支え合いセンター事業を立ち上げ、この10月から事業を開始すると伺っておりますが、この事業の狙い、現在の状況、今後の展望についてお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、地域包括ケアシステムにつきましては、先ほど堀岡議員が質問の中で説明されましたので、その分については割愛をさせていただきます。

現在、弥富市が進めている弥富市支え合いセンター事業は、この施策に大きくかかわってくと考えております。弥富市支え合いセンター事業を説明させていただきます。

先ほども言われましたように、10月から開設予定でございますが、その事務所の場所は弥富市総合福祉センター内に設けます。担当は介護高齢課となってくるわけでございますが、

その事業の内容でございますが、支援を必要とする要介護高齢者や、それから要介護の認定申請中の方、それから高齢者のみの世帯の方、それから支援を必要とする高齢者の方、それから障害のある方などですが、この方が利用会員として登録いたします。また、有償ボランティアとしてその方々を支援したい人々が協力会員として登録をいたします。このサービスというものの内容は、介護保険や障害者総合支援法の施策の対象とならない支援ということで、1時間当たり700円、時間外800円、ごみ出し100円といったように有償で展開するものでございます。この分については、先般市内の各戸に配付されたPRのチラシというので御承知だと思います。具体的には、買い物の付き添いであったり、医療機関への通院の付き添い、待ち時間の付き添いといったもの、それから犬の散歩などもそういったいろんな日常生活の中で発生するであろう介護保険や法で補えないサービスを提供するものでございます。

現在ですが、昨日ですが協力会員が五十数名、それから利用会員が二十数名となっております。10月になれば、利用会員の数が大きく伸びてくるだろうと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） お話を聞いていると、そんなに難しいシステムではなくて、いわゆるファミリー・サポート・センターの介護バージョンみたいなとらまえ方でよかったのかなと思います。

大体4年ぐらい前からいろんな地域でふえ続けます介護保険給付の財源を何とか抑えようということで、隣の津島市なんかですと介護ボランティアポイント制度というものも控えております。今の内容を聞いていますと、弥富市の行う弥富市支え合いセンター事業のほうも同じ志向のものではありますけど、内容はちょっと違いますよね。かなり内容ですと踏み込んだ生活の支援みたいな形で出てきます。これも一番理想な形というのは、本来かなりお年なんだけれども、私はまだ手伝いたいわという人がふえて、これが介護の予防につながっていくこと、これが狙いではあると思いますし、介護保険事業の部分を本来であれば保険を使うところだけれども、そうじゃなくて有償ボランティアを利用していただく。この輪が広がっていくことが一つの給付の市としては財源的な縮小にもつながるでしょうし、また生きがいを見つけることで、先ほども言いました介護予防にもつながっていくだろうと、そういうふうな思いがあると思います。

ですので、ただかなりやるほうも有償ボランティアで多少なりのものをいただきます。介護ボランティアポイント制度ですと、どれだけ手伝わっても上限が実は決められておりますね。ある程度ポイントがつくんだけど、私は要らないわということで、いわゆるボランティアというところがすごい意味合いが強い部分があります。こちらのものも1時間でこの表を見ますと大体700円から800円、1回の事業ではという形でわかりやすいんですけどもね。要は

手伝ってほしい人、お願いをしたい人がある程度金銭的なものがかかってしまうということですね。全員が全部受けることができないわけですので、このあたりを今後どうしていくのかというところが一つの課題ではないかなとも思います。

ただ、私がいいなと思うのは、介護といいますと介護ボランティアポイント制度は介護に固執してしまうわけですね。この支え合いセンターの、私は肯定して話をさせていただきますけど、いわゆる障害のある方であるとか、そのほかにも登録さえしておけばおひとり住まいの高齢者でなくても何かお願いができる。そういう意味では、地域のつながりができていくのじゃないかな。これは市が今のところは主であっていただいておりますけれども、せめてそれがコミュニティタイムになり、また町会でこれが下へおりていくということが理想じゃないかなと思います。そんなふうなあれでよろしいんですか。市長が答弁なさるそうです。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

地域支え合いセンターという形の中で、この10月からスタートするのは先ほど課長が答弁させていただきました。

それぞれの自治会においてもその機運が高まりつつありまして、大変私としてはうれしく思っております。かおるヶ丘地区におきましては、本当にお隣の人に対して私たちの自治会が何かお世話できるんだろうというようなことがそれぞれの自治会の役員さん等がお考えをいただき、経費的には安くしていただいているというようなこともございます。こういったことがほかの自治会のほうにも新たな支え合いという形の中で出てくるとうれいなというふうにも思っているところでございます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、新しい介護保険制度という状況の中で、要支援1・2の方、そして3以上5の方ということに対して、国のほうもどうも分離をしてくるというようなことで、大変私たちとしても市町村の役割が非常に大きな役割としてなってくるわけですので、そういった形の中で市民の皆様にもそういった形でボランティア的にお手伝いをいただくと大変うれしく思っております。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 多くの方には参加をしていただいて、一番支え合う部分が広がっていくためには、先ほども言いましたが、やはり周知だと。周知は周知でも、これをやりますから募集しますということだけじゃなくて、今回、国が2015年までにこの形をつくろうと、国民会議で決まったことをいろんな新聞がある意味負担を倍増させただけじゃないかと、そのようなネガティブな報道もあるわけですが、実際に高齢社会、少子・高齢化というのは続いていくことが現実の話として、この間も、去年なのかな、京都のほうで自分のお

母さんとお父さんを介護しなきゃならない50代の男性が、お父さんは先に亡くなっちゃったんですけど、お母さんを介護するために仕事が続けられなくなりました。お母さんの年金もあるんですけど、自分の体が要るということで、会社を退職され失業保険で暮らされていた。だけど、失業保険って切れますよね。3カ月、6カ月で切れちゃいます。いよいよ苦しくなって、いろんなところに相談に行くんだけど、なかなか自分ではらちが明かないという部分があって、とうとうお母さんを殺して自分も死のうと。京都の話ですけど、自分も自殺したんですけど、結局自分は助かっちゃって、本当に悲しい事件だったわけですけど、この介護のシステム、この支え合いもそうですけど、これがしっかり構築をされないと、いわゆる介護にかかわる家族とか、今の現役世代がそれにかかわらなきゃならない、そうになってしまいます。

そうになってしまうと、仕事をやめるようなことになると、自治体からしたら納税者を失うことになる。結局、悪循環に陥ってしまう。このことをしっかり地域に知っていただくということが私は自治体また行政に携わる者の一つのものかなと。

ただ、それをこうしなきゃならないというわけじゃなくて、こうしたら乗り切れるというひとつ前向きな姿勢の発表であっていただきたいと思いますし、ちょっと明るくなるような、そういう展開を弥富市、またこれからの国の施策には期待をしたいと、そういうふうに思います。まだ、この支え合いセンターはいろんな内容、これからの広がり、展開が僕は期待できると思いますし、また今後議会の中でも進捗をお伺いして行って、弥富市としてどういう成果があって、どういう展開をされていくのか、しっかり見守っていきたいとも思っております。しっかり事故のないように、顔の見える地域ですので、いろんなことも考えられますが、ここで一つ一つ言っても仕方ないもんですから、大成功といいつながりが広がっていくことを期待しまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤高清君） 次に伊藤勝巳議員、お願いします。

1番（伊藤勝巳君） 1番 伊藤勝巳、通告に従い2点ほど質問いたします。

1点目に、熱中症対策について質問をさせていただきます。

今年度は特に暑い日が日本中、全国的に続き、メディア報道されて毎日流れている中、群馬県館林では3年前より熱中症対策に取り組みられて、今年度は25年度死亡者ゼロを達成されているという報告がございました。この市では防災無線がないため、市の広報車を1日2回市内を巡回し、成果を上げたことを電話にて市担当者より報告を受けておりました。参考資料としては、インターネットで取り出してくださいとの回答でございました。ここに参考資料を提示いたします。これは推進課長に提供しますので御検討ください。

ということで、弥富市としては7月中旬に午前11時と午後2時の2回に防災無線を使って対応されましたが、土・日の放送がされていませんでした。そのされていなかった理由につ

いて、またお聞きをさせていただきます。

8月に入り、暑い日が続いたので、担当課長に1日2回の放送をお願いしましたが、要望者私に対して相談もなく、1日1回午後2時の放送をしたが、近隣の町村では1日2回放送されているので、弥富市としてはなぜ1回しかできないのか。1回に決定された理由を説明ください。また、9月議会1日目に熱中症対策についての回答があり、重複回答になると思いますので省きますが、再確認のため消防署の放送、救急搬送は41名と報告されましたが、残念ながら亡くなられた方は1人もなかったのか、回答ください。

〔発言する者あり〕

1番（伊藤勝巳君） 41人の中にですね。

市民の皆さんの声を代表して行政に求める課題として要望しました事案に対して、議員と行政側担当者との話し合いの上、市民のために解決できるよう双方が努力することを要望いたします。

熱中症は死に至る病気であります。このため、今後の対応策の回答を求めます。担当課長に説明願います。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 御質問にお答えします。

議員が言われますように、熱中症対策として7月10日から7月31日までの1日2回、同報無線により市民の方へ注意を呼びかけました。また、テレビ、ラジオ及び新聞等により、毎日のように報道もされております。このようなことから、市民の方へ熱中症の危険や対策等、一定の周知はできたと考えております。

しかしながら、8月中旬に気温の上昇に伴い、熱中症の危険も非常に高まることから、8月12日から8月20日までの1日1回午後2時に注意を呼びかけました。

ことしの夏は気温も非常に高く、蒸し暑く、8月18日現在の速報値で全国で前年同期の1.35倍の4万7,418の方が熱中症で救急搬送されています。弥富市としても、熱中症の危険や対策を市民の方に知っていただくため、同報無線を通じて注意を呼びかけましたが、一方で同報無線による苦情もありましたということでございます。ことしの夏、弥富市で搬送された方の中で亡くなられた方が見えるかということですが、亡くなられた方は見えません。

それと、土・日放送をなぜしなかったかということですが、土・日につきまして私どももWBGTという暑さ指数、これは気温と湿度によって国のほうがやっているWBGTという速報値があるんですけれども、これに基づいて放送のほうも流させていただいておまして、土曜日・日曜日につきましてはこちらのほうも管理ができないということで、そのときは放送をしておりませんでした。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

1番（伊藤勝巳君） 1日1回の放送に対して、どうしてそういうことになったのかということをお私に質問をさせていただいておるんですが、回答になっていないと思います。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 先ほども触れさせていただいたんですが、当初7月10日から31日までは1日2回行っておりました、その期間行っておりました、市民の方にも熱中症について認識が高まったということと、それからテレビ、ラジオ、新聞等で毎日のように放送されておりました、それで8月の中旬、8月からについてはそういう認識のもとに1日1回ということで同報無線のほうを流させていただいたということでございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

1番（伊藤勝巳君） 今回答の中で、1日1回にされた理由をお私に聞いているんですが、それは市長に報告がございましたか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 1日1回に対して、今答弁はさせていただきました。

そして、私と一緒に8月12日からは1日1回にしていこうということにつきましては、私自身が判断をさせていただきました。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

1番（伊藤勝巳君） 1日1回ということで、市長が決定されたことに関しては異論は申しませんが、やはり市民の方からは1回では聞いてない人もおるんですよ。途中から聞いて、何をしゃべっているんだということもあるということで、できるだけ、少なくとも2回は放送してもらえんかなという要望が市民からございますので、要望として受けとめてください。

それからあとは、今後の対応の仕方によって熱中症対策についての資料をお渡ししましたので、これが無にならないように一言つけ加えます。それを資料に御検討願います。

そして、次の質問に移らせていただきます。

風水害対策についてでございますが、海拔ゼロメートル標示を市民の皆様にお知らせする標識を中電の電柱を利用しての掲示板の設置について、市民のために今後の対策をどのようにとられるのか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

同様の御質問を昨年の6月議会でもいただきまして、そのときに御答弁させていただきましたが、繰り返すこともあるかと思っておりますので、御了承願いたいと思います。

海拔のゼロメートル標示につきましては、現在同報無線の支柱や避難所の看板など約120

力所ほどに設置しております。電柱の標示につきましては、電柱の下から120センチから150センチの間というところは使用していいということとなっております。30センチの範囲内という形になっております。そういったことがございましたので、いわゆる全方標示といったものができずに、これは県が一つの参考ですけど、こういったような標示をするといったのが基本的な考え方になっております。

標高標示につきましては、標高差のある地域、山であるとかそういうところでございますが、そういうところでは非常に有効なことかと思えます。弥富市のようにほぼ全域海拔ゼロメートル以下の地域では、どの場所においても安全とは言い切れないというのが現状でございます。標高につきましては、位置情報を知るための精度の高いGPSのように簡易的に図るものがございません。標高差がないため、10センチ単位ぐらいの精密なものが必要な本市につきましては、測量等に多額な費用が必要になります。

今後設置するとするならば、木曾岬町の堤防を走っていただきますと標高標示がございますけど、そういった標高がある程度ある、高さのあるところに掲示させていただいて、そこでの場所についてはある程度安全が確保できるといったところについてのPRに努めることのほうが有効かと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

1番（伊藤勝巳君） ただいまの御説明にはちょっと納得いかんところがあるんですが、私も伊勢湾台風の経験者でございまして、私の家の前の道路から1.8メートルから2メートルぐらいの水深がその当時ございましたので、その目安として一般市民より各電柱付近の目安としての設置をしてほしいという要望がありまして、市の防災対策の一環として今後の実施に向けて要望をさせていただきます。

それについては、どのようにお考えでございますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

ちなみに海拔標示でございますけれども、電柱に行っているのは海部地区では蟹江町だけになっております。ほかのところは設置してない。また、全くそういった標示はない自治体もございます。

それから、こちらのほうで出しました緊急避難場所のマップがありまして、そちらのほうをよう見ていただくと、大体その辺の高さというのが把握できるかと思えます。

それと、もう少し細かいデータをお知りになりたいということでございましたら、これはホームページ上になってしまうんですけども、国土地理院が出しています高さマップというのがございます。それですと5メートルメッシュのレーザー測量をしたものの場所が、5

メーター仕様ですので高い低いがありますので、正式なものではございませんけれども、そういったものを閲覧することもできます。そういったことの御利用も進めていくべきだと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

1番（伊藤勝巳君） 先ほどの説明の中で、1.5から1.8メートルの範囲内なら設置をしてもいいだろうということが回答されましたけど、これは今後この辺ではまだ下がっている状況だと思しますので、やはり2メートル以上のところに水深が来ると見込まれますので……。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 今、高さのところで1.2メートルから1.5メートルの間ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

1番（伊藤勝巳君） 今の説明では、標識を入れても何にも意味がなくなりますので、私の経験からいきますと地上から2メートルは水深が来ると予想されます。そこは電柱は使えないということになりますね。そういうことですか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 繰り返しになりますけれども、標示する場合はこのような形、この地盤は海拔何メートルですよ。ですから、その部分ではなくて柱に立っている道路面がどれだけだというような形の標示になります。ですから、いわゆるゼロメートル標示というものではないということでございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

1番（伊藤勝巳君） ゼロメートル標示というのは、今説明されたようなあれですけど、やはり市民の方では水位がどの辺まで来るんだということの目安になるものを何とか設置してほしいという要望がございます。それを何とか今後の防災対策として実施に向けて考えていただけませんかということで要望しておきます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤勝巳議員にお答え申し上げますけれども、さまざまな数値が混乱しても私は大変市民の皆様には御迷惑をかけるというふうに思っております。そうした形の中では、私どもといたしましては海拔標示、いわゆる海拔からゼロメートルマイナスというような形の標示で、津波が来る高さだとか、そういうような形で標示するということにつきましては、これは少し慎重に考えなきゃいかんというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

1番（伊藤勝巳君） やはりいろんな方法があると思いますが、いろんな方法が市のほうから提示され、そういうようなことを考えられて皆さんに周知徹底をしていただきたいと思います。

ます。今後の実施に向けての要望とさせていただきます。

私の質問をこれで終わります。

議長（佐藤高君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~

午後 3 時 53 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 三宮十五郎

同 議員 早川公二